

平成26年第4回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成26年12月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成26年12月8日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成26年12月8日	16時36分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧藪綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	1番	神前輔行		2番	久保山義明	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 埋金晴代	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	税務住民課長	鶴田勝美		
	副町長	松田一也	こども課長	内山十郎		
	教育委員長	田口英信	健康福祉課長	熊本弘樹		
	教育長	大串和人	農林環境課長	松雪靖弘		
	総務課長	酒井英良	まちづくり推進課長	天本正弘		
	企画政策課長	木村司	会計管理者	天本政人		
	財政課長	城本好昭	教育学習課長	原博文		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 第48号議案 | 基山町課設置条例の制定について |
| 日程第2 | 第49号議案 | 基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 第59号議案 | 基山町課設置条例等の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 第50号議案 | 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 第51号議案 | 基山町地域公共交通会議設置条例の制定について |
| 日程第6 | 第53号議案 | 基山町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について |
| 日程第7 | 第54号議案 | 基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例の制定について |
| 日程第8 | 第55号議案 | 基山町健康づくり推進協議会設置条例の制定について |
| 日程第9 | 第56号議案 | 基山町公害防止対策協議会設置条例の制定について |
| 日程第10 | 第58号議案 | 基山町就学指導委員会設置条例の制定について |
| 日程第11 | 第52号議案 | 基山町下水道事業減債基金条例の制定について |
| 日程第12 | 第57号議案 | 基山町下水道事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 第65号議案 | 基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 第60号議案 | 基山町条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第15 | 第61号議案 | 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第16 | 第62号議案 | 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第17 | 第63号議案 | 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について |
| 日程第18 | 第64号議案 | 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第19 | 第66号議案 | 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正について |
| 日程第20 | 第67号議案 | 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について |
| 日程第21 | 第68号議案 | 基山町老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正に |

ついて

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第22 | 第69号議案 | 基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正について |
| 日程第23 | 第71号議案 | 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第24 | 第72号議案 | 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第25 | 第73号議案 | 基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正について |
| 日程第26 | 第70号議案 | 基山町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第27 | 第74号議案 | 基山町条例を廃止する条例の一部改正について |
| 日程第28 | 第75号議案 | 基山町教育委員会委員の任命について |
| 日程第29 | 第76号議案 | 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度基山町一般会計補正予算（第4号）） |
| 日程第30 | 第77号議案 | 平成26年度基山町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第31 | 第78号議案 | 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第32 | 第79号議案 | 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第33 | 第80号議案 | 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第34 | 第81号議案 | 平成26年度基山町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第35 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第36 | 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第37 | 諮問第3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第38 | | 委員会付託 |

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより直ちに開議いたします。

本日の日程の議案審議につきましては、お手元に配付します議案番号順ではなく、関係する議案ごとに審議を行いますので、よろしくをお願いします。

なお、本日は田口基山町教育委員会委員長の出席を求めています。

日程第1 第48号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 第48号議案 基山町課設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）

第48号議案に対して質疑いたします。

まず、こういうふうには課設置条例の見直し、機構改革を見直すという場合、なぜ見直すのかという総括をまずしなければならぬというふうに思っています。

平成21年でしたか、大幅な機構改革を行いまして、5年が経過する中で、じゃ、どのように今の基山町の課体制が今の基山町が抱えている課題に対応できなくなったのかというふうな総括。

それと、もう1点は、当然この5年間の間に不祥事もあったというのがあります。1つは課税誤りもありましたし、消費税の課税の誤りもありました。こういうのに対しても、今回の場合はきちっと総括もされておるだろうというふうに思います。その総括の前提として、それこそ首長及び副町長の責任、どのようにするのかというの私は大変大事なんだというふうに実は思っています。

9月議会の一般質問の冒頭で、私は課設置条例を含めて機構改革の見直しもやっぱりすべきだし、責任もきちっとやっぱりすべきなんだというのもしやりました。当然そのとき町長もこれに答えて、課税誤りについては、これは昔からの問題だったんだという言い方をされました。私はそのときはもう反論しませんでしたけれども、いや、事実は違うんじゃないかと。現役場体制の機構の中で、そういうふうな不祥事も起きてきたんだと。

そして、それに対して、例えば、消費税の課税誤りに対しては、課長及び係長については訓告処分でしたか、注意処分、処分をされたんですね。しかし、町長及び副町長については、今回の消費税誤りに関する処分の仕方はされていないと思うんですね。なぜそういうふうになったのか。その前の、例えば固定資産税の課税誤りに関するについては、町長はみずからを律するために10分の1の3カ月間ですか、減給処分を自分に科せられたと思うんですね。しかし、消費税誤りに関するについてはそれはされていないんですね。されずに、逆に職員にはきちっとそういうふうな処分はされたんですね。この辺も含めて私は総括をして、その中で改めて、こういう問題があるからこういうふうに対処するんだということで、課設置条例の見直し、機構改革の見直しをしなければならないというふうに思っています。まず基本的なところについて質問いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

基本的といいますか、課設置条例を見直すということでございますけれども、それにつきましては、やはり実際仕事、事務上の現実と違うといいますか、協働、協働というような言い方でみんなでやろうということで課を一緒にしたり、いろいろ21年にやりましたけれども、それが全てじゃなかったというような、そういう反省もいたしました。そういうことで、やっぱり事務事業の組織の改編が必要だというようなことと、それから、もう1つは、やはり以前とは違うといいますか、いわゆる少子・高齢化、人口減少問題なり、そういうことが今、喫緊の課題になってきておると。したがって、それに対応できるようなシステムにしていかなきゃいかんというような、この辺が私、課設置条例を改編するというようなことでございました。

それと、いわゆる誤り、不祥事ということでございますけれども、今回なぜ消費税の誤りで職員だけに責任を科したかというようなことでございますけれども、以前の課税誤り、これはずっと以前から続いていたということ、それは事実だろうと思います。しかし、それで言い逃れをするわけでもございませんし、それから、金額の大小ということじゃございませんけれども、やはり、かなりの額でもございましたし、そういうことで、私自身も処分をというようなこと。それから、職員にもそれなりの訓告なりなんなりというようなことをいたしております。そして、今回の消費税は、額が少なかったからということじゃございませ

ん。むしろ直接的には私の至らなかった部分がかえって多かったのかなというような気もするわけですが、今回のときは職員に注意を促して、私は、それで済むとは言いませんけれども、私自身の処分まではやっていないというのが現実でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私は、この処分関係をしなかったからどうのこうのというのを余り本当は言いたくはないんですね。というのは、こういう機構改革する中では、必ずこの総括をきちっとすると。そういう中には、やっぱりそういう問題も含めてしておかなければならないというのを最初に言いたいがためにいたしました。

問題は、私もこの機構改革はぜひすべきなんだと。できたらもう少し早く、田代副町長を基山町が県から呼んだときに、その時点ぐらいで私はすべきなんだというふうに実は思っていたんですね。というのは、この5年間のもう2年ぐらい前から、もう基山町の機構は現問題に対応できていないというのは議会の中でもたびたびこれは指摘をしていた問題でもありますから、早くすべきだったと。そして今回、タイミングよく出されたと言えればそれまでですが、出されています。

でも問題は、私は今回の機構改革には賛成なんです。ぜひしてほしい、進めてほしいというふうに思っています。ただ、私もずっとここ、内容も含めて精査してみると、職員が働けるような機構、職員がための機構に余りにもなっていないか。町民のための機構になっているのかというのをやっぱり見るんですね。

そうすると、大きく変わりますから、当然町民の方は最初、戸惑いもあるかもしれませんが、この機構改革をするときに、町民の目線に立たれたのか。余りにもこれは執行部を含めて役場の働きをいかにするのかという視点にばかり捉われているのではないのかというふうに思いますけれども、これを議論するワーキングチームをつくられてこれはやってこられたんだろうと思いますけれども、その中で、じゃ、町民の意見をどのように吸い上げるのかということも含めながら、どういう議論をしたのかという説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回の機構改革につきましては、議員がおっしゃいますように庁舎内でワーキングチームを設けて、その中で各課1人ぐらいの職員によって検討をいたしております。その中で、やはり住民サービスをどういうふうに向きさせるかという問題も話し合いをしてもらって建議をしてもらって、その中で今回の機構改革を行っております。

少し言えば、税務課と住民課を切り離して専門的なものにして、課税誤りとか今度ありましたので、信頼性を増して住民サービスを向上していく。それから、税務課におきましても、今、軽自動車税の申請とかは住民係で行って、賦課は税務係でしているわけですけど、これを一体的に税務のほうで住民サービスの向上ということでやっていこうと。それから、各種申請においても、今度、税務、住民課を分割しますけれども、住民課のほうで集中してやっていけるように、環境、それから、保険、年金等も今回、統合してやっていくということで、機構改革ということで提案を申し上げております。ですから、住民のサービス向上ということも十分検討しながら今回、行っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

具体的内容には、ちょっと私のほうは質問しませんけれども、今回の機構改革の機構図を見れば、私たちが発想しなかった部分、例えば、それぞれに今、担当の課の者にそれぞれ六次産業推進室とか設けられていますね。この発想は私はどちらかというと松田副町長の発想でもあるのかなという気もしないでもありません。先ほど質問しました内容で、町民の目線に立った部分を含めて、この機構改革する中でここを柱にしたという部分で、松田副町長のお考えを聞かせてください。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

機構改革につきましては、考え方として大きく3点ございます。

1つは、総合計画を今つくっておりますので、これを速やかに実施する体制が大事だというふうな、そういう思いです。それはまさに今、重松議員がおっしゃったように、新たにつくる3つの室は、それをやるんだという、そういう意思表示でもあるというふうに御理解いただければと思います。

それから、2つ目は、先ほど酒井課長が申したように、税制の問題とか、それから、まちづくり推進課のほうでの問題がありましたけれども、そういったものを少しでも未然に防ぐために、きちんと専門化するというので、まちづくり推進課を建設課と新まちづくり課、そして、税務住民課を税務課と住民生活課、ごみなんかも一番住民に関係があるということで、住民生活課のほうに持ってきているところであります。

それから、3点目が、これが一番悩ましいところなんです、住民の皆さんとも一緒にやっていかなきゃいけない、きのうから重松議員から御質問があった公民館の話、河野議員から御質問があった徘徊老人の話、それから、お二人の議員から質問があった地域防災。これ、結局まとめると、基山が今、進めている協働のまちづくり、これにつながっていくんじゃないかと思っています。これが今、基山で必ずしもうまくいっていないということなので、住民の皆さんと一緒に協働のまちづくりをどうするのかというのが一番大きな3番目の課題ということで、今回、まちづくり課のほうに文化とかスポーツ、そういったものを統合するとともに、協働のまちづくりの企画政策課で担当していたそういったものも一体化するというので、協働のまちづくりに取り組んでいきたいというのが3つ目でございます。正直、3つ目が一番難しいと思っております、ぜひこれをこれからもいろいろ考えていきながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今回、課設置条例を変えて体制を強化するというふうな状況ですが、最大の目的は、さきの同僚議員の一般質問、それから、私もしましたが、やはり少子化、人口減少時代のまちづくりをどうするかということが私は最大の目的だろうと、また、そのために今回の課設置条例を変えることが必要だというふうに思っていますし、そうなっているのではないかと考えているわけですが、それが最大の目的。

先ほど町長が、いや、今は役場職員の事務実態が違ってきているということも確かに一つの理由ではあるけれども、最大の目的は、やはりこれからの時代にマッチした住民のサービス、それから、何よりもやはり人口減少に対応した住民サービスをどう充実させていくかと、これが最大の私の目的だろうと。ですから、きのうも私、一般質問で申し上げましたけど、

これからは第一次産業と、それから、介護とか医療とか、そこでの雇用創出が求められていると。それに対応したようなやり方とか、それから、何よりもやはり人口増対策といいますか、子育て支援、これを本当に町長もですが議会、それから住民も一体となって協働でつくり上げていくと。やはり決意を、この体制で役場としてはこうやるんですということを示すことが大事だし、今回、そういうふうなことになっているのかなと私は思いますけれども、再度その辺の、最大の目的、いろいろ課題はあると思いますけど、それが私は最大の目的ではないかと思いますが、ちょっとその辺を確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かにいろいろな今度の改編の理由はございますけれども、先ほど私もちょっと言いました協働。協働というのは、やっぱり住民の皆さんと役場と、それから、役場内での職員の協働と、そういうことが大切だというようなことで、それに沿ったような形には今度、できているというふうには思います。ただ、それを意識づけをまずするという、そして、それから、それをこれからどうやっていくのかというのは、今後の問題だというふうに思っておりますので、そういうふうな体制づくり、意識づけ、そういうことはこれに織り込まれて、今までよりももっと強くそれが出ているということじゃないかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

済みません、もう一回確認させていただきたいのは、今度の機構改革の最大の目的は、先ほども何回も繰り返していますが、人口減少時代のまちづくりをどうするのかと。定住人口をふやして今の実態に応じた住民サービスをよくしていくと。そのためにやるんだというふうに私は思っているんですよ。雇用、それから、定住促進、それから、子育て支援、これが私はキーポイントだろうというふうに思っているんです。その目的のためにやるんだと。役場挙げて、それから、町長も住民も議会も協働でやるんだと、そこが私はこの目的でなくてはならないというふうに私は思っているんですよね、一般質問の中でも述べましたように。その辺には、いや、それとは違うということなのか、いや、そのとおりなのか、再度確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

問題点、人口問題ということでございますけれども、これについては、今までそれぞれのセクション、課で取り組んでやってきたと。この子育てをしっかりとやろうというようなこと、福祉を充実させようということ、学校もしっかりというような、そういうことでやってきたんですけれども、それが必ずしも一体的でもなかったということで、今度対策室、人口対策室なるものも位置づけまして、それをやっていこうというのが大きな今度の改正点だというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで新たな体制でやるということで、研究もする、情報も集めるということですので、やはり町長が何回も今までまちづくりの考え方一番基本点として述べられてきた、それは私の受けとめ方かもしれませんけど、一步先行くまちづくりと。そこをやはり、各課、住民、議会も含めてやっていくと、私はそういう決意が——しかし、今の職員の体制でなかなか大変だろうと思うんですけれども、やっていくということが必要だというふうに思っています。

先ほど副町長が、特に協働のまちづくりという点で、そこにも課題の成否もかかっていると。非常に大変なんだというふうなことも申し上げられたんですけど、そういうふうには私は受けとめています。だから、再度申しわけないんですが、こういう役場機構改革で一步先を行くまちづくりを目指すのかどうか、いや、現状維持がやっとなですよと。現状維持をするために機構改革をやりましたと。いや、一步先を行くんだ、果敢に課題に挑戦するんだという立場なのかどうかですね。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も一步先行くなんてというような言い方もしたことございます。一步先行くというのが何なのか、よそに先駆けて、もっといろんな施策を進めていくんだと。そして、人口増につなげていくんだという、これは一步先行くだと思うんです。しかし、これを言うとまたマイ

ナーな言い方になりますけれども、今までこれだけふえてきた、人口もふえてきたんだと、基山町も発展してきたんだと。だから、これから先、どうやっていったらいいのか、日本全体が減っていく中で、経済も必ずしも明るいばかりじゃございませんけれども、そういうこともやっぱり見据えたところの、これもやっぱり一歩先行くだと。やっぱりこの感覚はどこかで持つておく必要もあるんじゃないかなと、私はどうもその辺があります。

これはちょっと話がおかしくなりますけれども、千九百五、六十年ですか、高度成長、高度成長と言っておった時代、確かに日本もそれに乗って、世界に負けないような国づくりをしてきたということですが、やはり、そのときでさえローマクラブというような考え方もあって、いや、余りそんなことばかり考えとったら資源も枯渇するよというような、自然も破壊するよというような、そういうちょっと冷めた見方もどこかであったという話も、本も私も読んでおります。

そういうことでございますので、さあ、これから先の基山、もちろん減っちゃいけない、もっと発展しなきゃいかんということは当然前提でございますけれども、さあ、今はふえているところもあるし、現在、基山町減っておる、これをどう捉えて、どうこれから先持つていくかというような、その考え方もどこかでやっぱり必要なのかもしれないという、一歩先行くというような意味もあろうかというふうに私は思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

組織や機構改革、人事は町長の専権事項でありますので、いろいろ細かく質問するつもりはありませんが、今回、機構改革については、20年のどちらかという統合型の組織、あのときは10課ですか、したときに比べたら、もっと大規模で、分割もあり統合もありと。しかも重点政策がはっきりして、私としては考え方は非常に理解をしております、特に定住促進策とか、やっと室とか、本気度が組織にあらわれたかなというふうに思っております。

ただ、ちょっと確認ですけれども、全協資料でいただいた機構改革の説明資料で、この最も目玉になっておる3つの重要施策の推進室、この推進室の位置づけが課と係の中間的なセクションという表現になっておりますけれども、これは一体どういう意味ですか。ちょっとその辺、非常に根本的に気になる表現であると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

この3つの室の設置につきましては、基山町は今までこういう室を設置したことはなかったかと思います。ですから、課と同等にするという考えもあるでしょうけれども、課の中に職員、それから、町民の方に明確に今後、基山町の推進するという本気度といいますか、姿を見せるということで、今回、課と係の中間のセクションということで3つの室のセクションを設置いたしております。これによって室の業務を活発化させて、また、推進して取り組んでいきたいというふうなことで今回、室を3室設けております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

私も長い間、民間で人事をやってきたことがありますので、こういう課と係の中間的なセクションということを書くこと自体が、庁舎内の本当の年功序列型の組織のバランス重視のそういう表現だと思うんですよ。

今回の3つの推進室は、いわば機構改革の目玉といいますか、町がこれを再重点で総合計画の実現に向けて取り組みますという姿勢をあらわしておる組織ですね。その組織の説明に中間的なセクションなんていうこと自体が、こういう文言はやっぱり消し去らないかんと思うんですよ。それは皆さん方の心の中にそのことがあるからそうなっちゃうんで、あくまでも重要施策だったら本当の特命担当部署として、多分これ、期間は5年とか3年とか、そんな10年も20年もやる組織じゃないと思うんですよ、室だから。だから、そういうことで町のこの組織にかける思いが出るように、処遇から考えて、多分こういう中間的なセクションなんていう表現をしておると思うんですよ。だから、課長が担当してもいいんですよ、室長やから。そこの部分を思い切って意思として組織上も人事構成上も、例えば、参事が担当するとか、それぐらいの意気込みがないと、絶対こういう組織は、ああ、誰かが定住については室がやっとするよ。全庁的な組織にはなりませんよ。そのことを非常に残念なので、ぜひ、もうそれがあれだったら、例えば、この3つの組織は副町長が担当するとか、そういう大きなバックアップがないと、実際の実務面ではそうされると思いますけど、ぜひそのことを念頭に置いていかにやいかんと違うかなというふうに思います。

それから、もう1点ですけど、機構改革、機構改革というふうに言って、組織は非常に民

間会社でも組織なんてしょっちゅういじるわけですよ。だけど、結局はそこを実行できる人の問題がどうなのかと。何ぼ組織を動かしても、それをやるのは人ですから、そういう意味で、やっぱり今、基山町にいろいろ一般の町民の皆さんが言われる企画力とか、それから、専門性とか、それから、何よりも危機感とか責任感、こういうものを職員の皆さんにどうやって植えつけていくのかと。そこがないと、魂が全く入らん、大きく分割統合しただけの組織になっちゃうので、そのことについては、今回の機構改革の中には全くうたっておられませんので、その辺のことについて、ちょっとお考えを伺いたい。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

組織の見直しが4月からですけど、大事なことが2つあると思っていてまして、1つは、今まさに後藤議員おっしゃったように、人事というか、どういう形にしていくかという話が一番大事かというふうに思っております。

それから、2つ目は、大体よくありがちなのが、組織を見直すので4月からスタートだみたいな、そういう感じに役場も含めてなりがちなので、まずそれを払拭して、この1月、3月が勝負で、そこできちっとした準備の形をつくって新組織にバトンタッチできるような業務体制をつくっておかなきゃいけない、それから、玉込めをしておかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、1つ目がメインの質問だったと思いますので、お答えすると、これは後から出てきますけれども、任期つき採用を今回、条例でお願いしております。これが可能になれば、3年、5年本当の専門家を雇うことができるということになりますので、当然ながら、今、基山町に欠けている専門家、加えて、3年なり5年の間に基山町職員にそういうスキルとか技能を伝播していただくような、そういう形のことを考えておりますので、当然そういう方に、室長とかそういう可能性もあるでしょうし、それから、外部との人事交流をさらに推進して、そこから人材を求めていくということもあると思います。それから、若手の役場内の人材の抜擢、登用みたいなこともどしどし考えていくと。こういったものをいろいろ考えていきながら、4月もしくは人事というのは必ずしも4月に一遍に進まないケースもありますので、7月とか4月とかに向けて、そういうことを今まさに考えている最中でございますので、ぜひそこあたりを御理解いただければと思います。

それから、中間的組織というのを弁明しておく、確かに外部から見たらわかりにくいかなというふうに思いますが、1つは、前回の全協の中で、参事みたいな管理職をつくるんじゃないですねみたいな話もちよっとありましたので、そういう管理職を新たに官職ポストをつくるわけではないということを示す表現として、そういうことを使わせていただいたという、そんな感じかなというふうに思いますので、決して年功序列であったり中途半端なことをしようと思っているわけではございませんので、そこはよろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

最後ですけど、今回、5年に一度の大規模な改革ということで、ちょっと組織的に言うと期間が長過ぎるかなと。これだけの大規模になりますと、システムの改善とか引っ越しとか、いろんな意味で、それから、引き継ぎの長さの住民間のトラブルとか、いろいろなものが出て、今回、係の分割まで相当、係というか、課の中の業務まで大規模に分割されておりますので、いろんなやりとりが出てきてトラブルも発生しやすいと。

それともう1つ、やっぱり5年に一度、機構を大幅に見直して、一気にそこでまた人事をするという形になると、やっぱり5年に一度の運、不運みたいなものも任用、登用の中からは出てくるんですね。だから、そういう意味で、やっぱりもっと短期、例えば、組織なんていうのは、もう少しフレキシブルに年度の施政方針に基づいて少しずつ組織が変わっていくとか、そういうこともあり得るので、やはり余りにも長い間、長期間組織を一気に大規模に動かすということについてのデメリットもあると思うので、その辺のことについて、今後見直していくべきじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

○議長（鳥飼勝美君）

答弁は要らんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。木村議員。

○4番（木村照夫君）

機構改革ですね。本当目玉、やっぱり推進室をつくったんだということなんですね。で、組織は中間的になっておりますけれども、ここには室長を置いて、その室長は誰がなるかと、課長がなるか係がなるかと。その点について副町長申し上げましたけれども、外部から呼ぶんだと、そういう点で、私は任期つき専門職がございますから、新たな知恵を外部が導入す

るんだということで、民間人を室長に起用するとか、その点に今、副町長申し上げられましたけれども、もう一回、民間から入れたがいいんじゃないかと思えますけれども、副町長、どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

もちろん理想形は10人でも20人でも民間から入れたらいいわけですけど、その分コストがかかりますので、例えば、室が3つありますけど、3つとも民間から入れるようなことは今は考えておりません。それはなぜならば、3人分の人件費が余計にかかるから。もちろんそれでもいいんじゃないかという意見もあるかもしれませんが、だから、そこはまた後で任期つきの際に、また今の状況を御説明したいと思いますけれども、それ以外のさっきも言いましたような人事交流とか、それから、やっぱり職員あつてのことなんで、若手の抜擢とか、それから、短期間であれば課長の併任みたいなことも視野に入れて、いろいろ考えていきたいというふうに思っております。もちろん、だから民間もそういう意味では全く視野に入っていないわけではありませぬので、できるだけそういう方向に、任期つき採用がもし条例として通った暁には、また検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

基山町の近々の課題ですね。人口減少と農業の六次産業化。これ今の町の職員でやれるかと、そんな簡単にやれるものじゃないと。この点はお願いしたいんだと思います。

もう1点、財政課の事務分掌ですね、(4)に行政界に関すること。行政界ってどういう意味ですか。ちょっとそれを説明してください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

行政界につきましては、今まで条例ではなく係の事務分掌の中には規定されておりましたけれども、行政界ですので、基山町の例えば筑紫野市との境とか鳥栖市との行政界ですね、これについて担当するところを条例のほうに明確にしたということでございます。ですから、

基山で言えば筑紫野市、小郡市、鳥栖市の境でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

行政界、他市町の観点ですか。行政界だから、企業と行政との検討じゃなかったんですね。行政界のほうですね。はい、わかりました。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

数点お尋ねいたします。

まず、先ほど後藤議員からも言われましたように、これは町長の最大の専権事項であると思いますので、それも踏まえて質問をさせていただきます。また、私たちも、私も情報管理室、また、六次産業についても一般質問をしてきました。定住促進はもちろんのこと、文化・スポーツに関しても、やはり町長部局に移すべきだというふうに訴えてきました。

しかし、それと裏腹に、最近の議会答弁が非常に軽いものになってきているんじゃないかという不安を覚えています。特に六次産業推進室ですね、私は1年半前に一般質問をしました。そのときに町長からは、行政では考えていませんという答弁をすっぱり否定をされました。また、林業においても、一昨日、木村議員から林業の六次産業化ということでしたけれども、農林環境課長からは、ペレットとかそういうものを推進したいと。私が同じような質問をしたときには、とにかく一次産業においても、特に林業においても、現状を維持することで精一杯なんだという答弁をいただいております。この1年半で何がどう変わって、この最重要課題になったのか、ここをまずお聞かせください。そうでないと、本当に一度議会答弁したときに調査、研究、検討をするという文言があればわかりますけれども、全否定された上に、いきなり最重要課題になっているわけですよ。しかも、第4次総合計画の真ただ中です。そして、これから第5次に向けて早急に取り組めるようにこういう組織をつくるというふうに言われましたけれども、まだ第4次の真ただ中であり、その検証も行われていない中です。これについて、なぜこういうふうな状況になったのかという御説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、六次産業化でございますけれども、この言葉、数年前から出てきました。しかし、やはり考え方としては、私は全く久保山議員から六次産業化と言われたときに、それを、いや、そんなことは必要ないとか、あり得ないとかというような、そういうお答えはした覚えはございません。

ただ、六次産業化という言葉、一、二、三を足すなり掛けるなりというようなこと、そういうことの六次産業化、これはやっぱり私もずっと以前から必要だと、一次産業、物をつくるだけでは、それから、森林があるだけでは何もならないと。やっぱりそれが加工するかせんかは別にしても、販路をちゃんとしたものによっぴりやっぴいかなきゃ生きてこないという、これは私もずっと前から考えておりましたので、その辺を全面否定したというような覚えは、実は、その言葉のニュアンス、いろいろあったかもしれませぬけれども、それを否定するという思いはございません。

それから、そのほかにつきましても、特に今度は今まで、さっきも言いますように、あいまいな部分がございました。各課でやっぴいというよな、そういうこともやっぴいきておったんですけれども、やはりこれだけしっかりした今の全国的な課題として問題点が浮き彫りにもされておりますし、じゃ、基山町もそれを本当にみんなで一体的に取り組むというよな思いの、そういう意識づけを室というよな形で今度、やっぴいおるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほど久保山議員のほうで、先日、木村議員のほうで林業のほうで六次産業化ということをおっしゃいましたけど、私が言いましたのは、当然今、林業については非常に厳しい状態ですので、例えば、六次産業をするときはどういふのがありますかという質問を受けたということで、私は木質のペレットないしチップ、そういう方法がありますということでお答えしましたので、今、久保山議員がおっしゃいました、今まで林業は現状を維持するというよなことで、急にペレットとかをするというよな答弁じゃないことを御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

わかりました。ただ、これもう一度確認しておかなければいけないのは、私、総合計画についても一般質問をさせていただきました。私自身は、やはりフレキシブルに対応するためにも、総合計画はもう必要はないんじゃないかと、年度年度で短期間で、ましてや首長が交代するタイミングをもって変えていっていいんじゃないかというふうに質問しましたけれども、いや、首長が変わるから町の方針が変わってはいけないんだという答弁をいただいたと思っています。ということは、つまり——これは誰かの一般質問だったと思いますけれども、副町長も、できれば1年ごとに組織改革をしていきたいというふうに答弁をされました。これは町の方針ということによろしいですか。確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

総合計画につきましては、やはり長期的なスパンで考えるというようなこと、これはある程度理念的なものだというふうに私は思っております。それはしっかり持ち続けなきゃいかんということがございます。それに対する対応と申しますか、対策はやっぱりその時々いろいろな考えていくというようなことじゃないのかなと。方向性はやっぱり一貫したものがあってしかるべきだと。そんな、その時々でころころ変わっていくべきものじゃないなというような気はいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

わかりました。今、町長から総合計画は理念的なものという答弁をいただきました。これを組織改編をする中で、やはり心配なのが、職員の中での、例えば、ひずみという言葉は悪いですが、混乱とかいろんなものが出てくると思います。現時点で予想される、こういうことが起こり得るといふような心配ごと、また、今わかるようでしたら、例えば、1階、2階、3階にどの課が配置されるのかということ。それと、これは職員に対して、もし言えればで構いません。恐らく4月1日は平日であります。このときに一気に課を変えていくの

かどうか。それと、職員が何日前に辞令を受けるのかどうか。もしお答えできる範囲で構いませんので、よろしくお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず最初に、総合計画は理想的なものだよというような、それで縛るつもりはございません。やっぱり理念はしっかり持っておかなきゃいけないと。一貫したものがあるべきだというようなことを申し上げたと。言い訳になるかもわかりませんが、余り総合計画、理念じゃないかというような、そういうつもりでもございません。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

まず、この機構改革によってどういうひずみ、問題が起きるか。

まずは住民に対する周知をしなければ住民の方が混乱するというのは考えられますので、そこは十分周知をしていきたいというふうに考えております。ただ、組織内については、今後、室等の設置をしますので、そのあたりの事業推進の検証等が必要になってくるんじゃないかというふうには考えております。

それから、各課の配置ですけれども、これにつきましては、4月1日が平日になりますので、3月28日、29日ぐらいが多分、土日になりますので、その中でシステム等の変更をして、あと2日ぐらいは仮に変更をした組織で対応して、4月1日から新たな組織でやっていきたいというふうに考えております。ですから、3月31日に一気に全てをやるというのは不可能だと思いますので、その前の土日ぐらいである程度対応して4月1日の機構改革に向けて対応していきたいと思います。

ですから、さっき言った辞令につきましては、通常の辞令よりも、やはり職員が混乱しかねないということと、かなり事務が（「内示ですよ、辞令じゃない」と呼ぶ者あり）辞令じゃない、内示ですね。辞令は4月1日に決まっておりますので、内示です、済みません。内示はちょっと早目にして、引き継ぎ等を職員にさせていただいて、住民に混乱が生じないような対応をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。（「階もお聞きしています」と呼ぶ者あり）

○総務課長（酒井英良君） 続

1階、2階の課ですけれども、1階が税務課、住民生活課、健康福祉課、こども課ですね。それから、2階が産業振興課、まちづくり課、建設課、それから、3階が総務企画課、財政課、それから、教育学習課のほうが2階、今のところというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ほとんどの疑問に対してはほかの議員が聞かれたので、1つだけ。

先ほど副町長がおっしゃったように、27年度の1月から3月に、大体4月に向けての準備をしていくということでしたけれども、こども課あたりなんかは認定の仕方も変わって、伺うと、受け付け対応に人手をとられるんだと。138人から139人で行くということでしたので、大きな人員は要らないと思うんですけれども、大山議員の質問でもあったように、町民の方が来て、いや、担当がないからまた後日みたいな、ああいうことが、特にこういう大きな再編があったらまた起きるのじゃないかなということで、その期間、例えば、ここには手がとられそうだというようなところに、例えば臨時の方を雇うとか、何かそういう具体的なスケジュール等がありますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回については、正式に人員配置を今後、人事異動も含めて考えていきたいというふうには思っております。

臨時職員につきましても、業務の多忙期というのがありますので、実際、多忙期には臨時職員等で対応しておりますので、そういう手が回らないところについては、今後もそういう多忙期については臨時職員等の対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今回の機構改革で1課と11係ふえるということなんですけど、今までの基山町の現状でも、

課を超えた横の連携が弱いというふうな話を結構されます。今回、1課11系の細分化をして横の連携というのをさらにこれまで以上に強めていかないといけないというふうに思うんですけど、この課を超えた情報の共有という部分ではどのように考えているのかというのが1つですね。これによって横の連携が弱まることによって、事業のスピードを上げるのが情報の共有ができていないことで逆に事業遂行のスピードダウンにつながっていくというところも1点懸念しているところなんですけど、その辺、どういうふうにお考えでしょうか。

それともう1点、先ほど牧菌議員のほうから質問があったように、町民目線から考えると、今まで1つの課で相談をしに行っているところがほかの課に、1階から2階に行ったり2階から3階に行ったり、課をまたいだ相談があるときに、かなり時間がかかってしまう。何回も行き来したり、係がない次の日にまた後日来てくださいなどという情報のそこも共有ができていないところがあったんですけど、そういった部分もどういうふうに4月1日から変わっていくのかを教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

横の課の連携につきましては、平成20年度も機構を統合して、そして課を拡大して、そして横の連携を図っていこう、そして協業体制を強めていくということで、平成20年の機構改革でもそういうふうにして推し進めてはおります。ですから、現在も庁内調整会議、課長等のそういう会議を行いまして、横の連携を図っていく、それから、情報の共有化を図っていくということで、そういう月に今、2回そういう情報共有のための会議を行っておりますので、今後もそういう横の協業体制をとれるようなことでやっていきたいというふうに考えております。

それから、町民目線でということですけども、やはり職員の場合でも、出張とかそういう関係で庁舎内にはいないことがございますので、大山議員の一般質問でもありましたけれども、やはり、そういうことなるべくないように、主従関係ということで、1人の担当じゃなくて2人の担当ということで、なるべくそういう状態にはならないような体制で今後も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。大山議員。

○8番（大山勝代君）

細かいことですが、1つお尋ねします。

5年前ですかね、変わったときに、課長さんたちが交代でエントランスといいますか、あそこで案内をされていたと記憶しています。数カ月前ですが、上峰町に用事があつて行ったときに、年配の女性の方がそこに受け付けという形、すぐ住民課じゃなくて、こちら側にいらっしゃって、そして私の質問に答えて、教育課ならそっちですと言って案内をしてくださったんですよね。多分OBの方だったと思います。そして、私たちがほかの市町を視察に行ったときに、そういうところできっちりと案内をされる方がはっきりとわかる形でいらっしゃるんですよね。だから、そういうことをお考えはないのかということをお聞きします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

20年ごろは、私も課長がエントランスにいたというのはちょっと……

○議長（鳥飼勝美君）

おった、おった。庁舎が新しくなったとき。

○総務課長（酒井英良君）続

余り記憶がないんですけど、今現在は、住民係につきましては、職員が交代でそういう住民の方を案内できるように昼休みは対応しております。それから、課においては少なくとも職員がいるか、もしくは課長が必ず昼休みは在席して、誰もいない状態を回避して対応するというようなことでいたしております。

近隣のよその市町では、窓口といいますか、エントランスあたりに職員というか、そういうのを置いて案内をしているところもございます。これは窓口の民間委託の話も出ていたけれども、民間委託等によって案内係といいますか、そういうのを配置しているところもあるようでございます。

現在のところ、今後、そういうものも検討していかなければならないというふうには思っておりますけれども、今回の機構改革では、一般質問でありましたように、ここは民間委託するというような方針では行ってはおりません。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。河野議員。

○5番（河野保久君）

済みません、所管ですので、細かいこと、聞きたいことはいっぱい委員会のほうで聞かせていただくとして、提案理由のところ町長に確認しておきたいことがございますので、その1点だけ質問させていただきます。

町の重要施策に対応できる組織改革だというようなことで書いてありますけれども、町長の考える、この文章でいいますと、ここで述べられているのは、トータル的な産業振興のための産業振興課の新設と、それから、人口増対策推進のための総務企画課の一元化みたいな書き方をしております。町長の考える重点施策というのは、一番六次産業というんですか、トータル的な産業振興なんですか。それとも、人口増のことなんですか。それとも、両方を重点施策と考えておられるんですか。その点の確認です。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まずやっぱり私、一番考えますのは、人口増をどうするか、人口減をどうしてストップしていくかというような、これが一番の課題だというふうに思っております。そのためには、やっぱり産業振興というようなことも当然関連してくるといような、そういう私の中では位置づけをしております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

所管ですので、手短に。先ほど大山議員が言われたことをぜひ実行していただきたいというのが1点であります。昔、課長さんがされましたけど、やはり50代の怖いおじさんがいると、なかなか気弱い女性は来られませんので、再任用でも結構ですので、明るい笑顔のおばさまを。ですから、テーブルを1つ置いて、可動式でどこでも行けるように、また、受け付けで私も銀行とか役場とか大体苦手なんです。なぜかというと、怖い顔で見られるんですよ。横を向いて知らない顔をしていらしたのですよね、テーブルが横向きですから。あれがどうも苦手なので、今度の受け付け窓口とかいうのは、できればテーブルごと住民の方の視線を向いて、入り口のほうに向いていただくと、やわらかい感じがするのかな。そうする

と、今回の大きな機構改革の主旨が住民によく伝わるのではないかと。やはり玄関口が一番大切。これは顔ですから、そこにやはり、ぜひ案内をされる方、質問、声をかけられる方、逆に言うと、職員のほうから声をかけるような、そういうものをアピールしていただきたいなと思っております。

本題ですけれども、先ほど町長の答弁で現状維持だと、私は余りこれは好きな言葉じゃないですね。商売していますので、現状維持は下降線なんですよね。一步でも、1つでもいいから前に進んでいかないと今を保てないと思っております。

今回、視察に行きました和気町とか砥部町におきましては、非常に大胆な政策を打ってありまして、まちづくりをしたいということで町から100万円、150万円の補助金を、何も注文をつけずに、後で意見も言わずにやりたいことをやってくれと。それを5年間毎回続けていらっしやって、年間1,000万円から1,500万円の予算をつぎ込んでいらっしやったんですね。その5年終わってどうするかという話をしたときに、あと3年やろうと、同じようなやり方で今度は50万円に予算は下げられましたけれども、それも同じやり方でしていったら、うまくいっているところ、いっていないところがありますけれども、そういうふうに住民の動きを待つ。そして、役場のほうは何をするか。きっかけをつくっていくと。提案をどんどんしていく、きっかけをどんどんどんどんつくっていく、それを滞りなくやっていく、そして、それに気づいてもらってまちづくりをやらないと本物にならないだろうということで、成功例を十分述べていただきますので、基山町もやっぱり現状維持ではなく、やはり前を向いて、職員の方がきっかけをつくっていただくようにしていただきたいと思っておりますけれども、町長の御意見をお伺いできればと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も現状維持でいいというわけでもございませんし、やはり前に前にと仕掛けていくということ、これは大切なことだと。私も役目柄だけじゃなくて、商売も以前やっておりましたし、やっぱりその辺の考え方というのは当然必要だというふうに思います。そこでとどめておけばいいんですけれども、しかし、どうしても私柄、性格上言いたいのは、それだけじゃないでしょうと。やっぱりどこかで、余り乗ってばかりでいいことだけじゃないんじゃないですかと。これは心のどこかで持つておくべき。ここで言うべき問題じゃないと思うんです

けれども、やっぱりそれは考えておかないと、余りそれに乗っていくと、環境も自然もいろんな破壊も進んでいくと。

松石議員の一般質問で人口減少の、何か何で起きたか、どうするかというようなこと、これはやっぱり前の遺物だと。どこかにそういうのはもちろんあるんです。それが全くないというような施策というのはないと思いますけれども、やはりそういうことも考えながらの前向きというような、それが必要だと。なかなかこれは私も説明はし切りませんが、気持ちの上ではやっぱりどうしてもそれが払拭できないということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第48号議案に対する質疑を終結します。

日程第2 第49号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 第49号議案 基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

今回の第49号議案、戦後政治の中で、それこそ教育長の仕事、それと教育委員会の仕事と町長の仕事の中で分けてきたのを、今回初めて基山町では教育委員会の所掌に関する部分が町長部局のほうに移行するという中身で、大変私は大事な議案というふうに思っています。

その中で、提案理由にも書いてありますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第24条にあるわけですが、その2で、「地方公共団体の議会は、前項の条例——前項の条例というのが、スポーツに関すること、文化に関することの特例の条例ですけれども——の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」という内容になっています。

そこで1点、田口教育委員会委員長のほうにお伺いいたしますけれども、今回の第49号議案、スポーツに関すること及び文化に関することを町長が管理し及び執行することにするというふうな内容になっています。それについての意見聴取について、私たち議員のほうにもらっておりますけれども、その中で、定例教育委員会で同意を得ており、特に意見はあり

ませんというふうに書いてあります。意見はないにしても、教育委員会で当然、議題として議論されたいというふうに思います。この議論の中身について教えていただきたいというのが1点と、それから、それこそ、これは第59号議案に関することでもありますけれども、じゃ、スポーツに関すること、文化に関することというふうに書いてありますけれども、何が具体的に教育委員会の所掌から今度、町長部局のほうに移行するのかというのが全くわからないんですね。

先ほどの第48号議案の中には、それこそ青少年教育ですか、これが教育委員会から今度、町長部局のほうに入っていますよね。何がどのように変わるのかという問題も含めて、この2点について質問をいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

田口教育委員長。

○教育委員長（田口英信君）

じゃ、お答えさせていただきます。何だか私、初めてこういう場に立たせていただきますので、1年生議員のような気持ちでドキドキしておりますが、どうぞ御容赦いただきたいと思っております。

私、少しお話をさせていただきますが、教育委員会に籍を置きまして、もう早10年になります。まず入っていろんなことをやらせていただく上で驚きましたのが、学校教育のみならず教育委員会の持つ使命が非常に大きく多岐にわたっているということでございました。そういう中で、スポーツ、文化、歴史、そして教育、生涯学習、こういった全てのことに関して、教育委員会が責任を持ち、その判断を我々教育委員がちゃんとジャッジしていくということを仰せつかったわけです。私も企業経営者の一人として教育委員になりまして、そして、教育委員長を拝命することになって、いわば学校教育というのは伏魔殿のようなところで、私、外から見れば非常に怖い存在だという意識があったんですが、いざ中から見てみると、非常に学校教育に関しては重点的に問題も多く、改革を推し進めていかなくちゃいけないという気持ちがずっと続いておりました。

今言われたように、戦後教育をしっかり推し進めていく中で、何十年という中で行われてきた学校教育の公平・公正、そういう意味合いでの教育委員会の存在、こういったものについても、非常に昨今、大きな改革を迫られてきている。

その一つの大きな問題が、大津市に端を発したいじめによる自殺問題。ここでの教育委員

会の対応のまずさ、そして、その任命権、こういったものが非常に露骨にあらわされてきました。そういう中で、教育委員会自体も改革が進められているわけですが、実際には、先ほどからお話になっている地方教育行政に係る法律の中で、さまざまな改革が行われつつあります。国のほうで主幹業務であったこういった内容、法律を改正するというので、スポーツ、文化に関するところに関しては、地方に一部を委ねる権利を有するというようなことで改定がなされております。

そういうところで、教育委員会の判断も委ねられるということなのですが、実際には、我々も教育委員会の中でさんざん議論を重ねておりました。スポーツ、文化、先ほど冒頭に述べましたように、非常に多岐にわたって所管業務が多くある。そういう中で、教育学習課に配属される人員も非常に多いわけですが、青少年を含め、あるいは成人を含めた、生涯学習も含めて、分担が非常に大きいということもあり、そして、その内容がやはり教育からちょっと離れておるような場所にある部分もありますし、今回の国の決めてきた改定に伴って県の教育委員会も改革が進められており、佐賀県もスポーツ、文化に関しては新たに課を設置して教育委員会から離されるということが実施されております。そういうことを受けて、基山町も機構改革の一端として、このスポーツ、文化を町長部局に渡すということについて、いろいろ議論を重ねてまいりましたが、やはり我々が持つ大きな使命、それは、やはり教育であるということ、ここが一番の軸足にならなくちゃいけないと私たちは思っております。その責任は非常に大きく果たさなくちゃいけない。その意味合いで、やはり餅は餅屋に戻らなくちゃいけないかなというふうなことを今回の改革でも思っておるところです。

教員に対する学校の資質、そういったことの向上だとか、教育学習の環境の改革だとか、あるいはICT化だとか、さまざまな問題が山積しておりますが、やはり一番には、先ほどから人口問題も議論されておりますけれども、人口減少の一つの歯どめ策としては、やはりその市町の教育力、これがどういう大きさを持っているかというのが非常に大きな一つのポイントになっているというふうに私たちも捉えております。

そういう意味での教育、本来の姿に立ち返って学校教育を改革していくという意味合いでの、今回の機構改革は賛成であるということを我々教育委員会の中でも議決をして議論を進めておるところです。

しかし、いろんな意味で、スポーツ、文化に関しては、子供たちを含む小・中学校の学校教育、こういった部分と生涯学習を含めたスポーツ、文化の部分というのは、切っても切り

離せない部分がたくさん出てくると思います。そういう意味で、町長部局に移ったにしても、やはりいろんな意味で連携が必要になるというふうには考えておりますので、今後もやはり教育委員会としての責任の一つとして、小・中学校を含めた学校教育と、そして、生涯学習の部分で密接な連携が必要であるというふうに私自身も捉えております。そして、委員一同、そういう形で意見を統一しているところです。

先ほどから言われたように、中身の生涯学習、青少年、こういった部分の事務的な内容については事務方に答弁をお任せするにしても、先ほど申しましたように、来年4月から改革を進められていく教育委員会そのものの改革も控えておるわけで、我々もやはり、今まで私自身もそうですけれども、教育委員長がこの席に座るというのは、以前は教育委員長の札がここにずっと長いことあったと思いますけれども、数年前にそれを廃止されました。余りに出てこないからということだったと思いますけれども、こういうふうな責任の所在というのは、古くから国が推し進めた教育の中で、教育長がおり、そして、教育委員会の委員長がいる、そして、最高責任者は委員長であるということが法律の中でずっと守られてきました。しかし、大津の事件を発端にして、表に出てくる教育長のふがいなさが露骨にあらわされて、じゃ、教育委員会の責任者は誰なんだということにつながっていったわけです。しかも、その大津の教育長を市長が、あるいは県知事がやめさせることができないというようなことで、非常に市、県、こういったところと相反する事態になってしまった。

そういうことで、いろいろな意味合いも含めて新教育長というのが制定されるのが来年の4月になり、我が基山町では現行法を教育長の任期までは守っていこうということで意志統一はしておりますが、そういう改革も含めた上で、今後の来年度以降の教育委員会そのものの内部の改革というのは、やはりいろんな意味で重点的に教育に重きを置いてその責任を果たすという意味合いで、我々教育委員会も今までのように非常にもうスポーツ、文化というのは、ある意味、町を巻き込んだ非常に大きな町民一体となった行事ばかりですから、我々教育委員会はそれぞれに一人一人が意見を申し上げるということは余りなかったことでございます。そういったところがはっきりと分けをされて、責任の所在が明確になって運営がスムーズに町全体で行われるという意味合いでの今回の切り離しの新たな設置というのは賛成であるということで、我々教育委員会も意志統一をしておるところです。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

スポーツ、文化の具体的な事例ということのお尋ねですけれども、まずスポーツ部門につきましては、町民体育大会とか区対抗、分館対抗スポーツ大会、そういった体育の行事があります。それから、クロスロードスポーツレクリエーションとか県体とか町以外のスポーツ行事もありますので、そういったものも含まれます。それから、体育協会という外郭団体ございますけれども、そこに対する指導なり助成、そういった関係ございます。それから、現在は指定管理いたしておりますけれども、体育施設、総合体育館とかの管理運営、そういった関係でございます。

続きまして、文化事業でございますけれども、一番メインは、文化団体、それから、文化祭、それから、主催事業とあって、町、教育委員会主催でやっております事業がございます。それから、町民会館の管理運営、そういったものが主なものでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

田口教育委員長のほうから説明受けまして、基本的な考えは私は一緒です。ただ、その中で、この条例が大変問題になっているのは、これは提案理由に書いてありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、今、教育委員会が行っている、それこそ職務権限に基づいてされておる部分のうちのスポーツに関する事、文化に関する事の2点になっているんですね。この2点は、先ほどちょっと説明しましたけれども、第24条の職務権限の特例でこれについては町長のほうにできるんだということになっていますし、これに対して議会のほうは意見を聞かなければならないと。

今回の場合は、先ほど言いましたけれども、それ以外に先ほど少しありましたけれども、青少年教育に関する事も教育委員会部局から町長部局のほうに変わっていますね。これは先ほど言いました法律第23条の第12項に該当するんですね。しかし、この提案理由の今回のやつにはこれは入っていません。第12条はどうなっているか、第23条の第12項はどうなっているかという、「青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。」に関する事も含まれているんですね。

私の一般質問で、じゃ、地区公民館はどのようなものかというのを最初に質問して、教育

委員会部局から今回4月からは町長部局のほうに変えますよというのもありました。そうすると、これはまさしく青少年教育の中の第12項に入るんですね。

それから、第59号議案を見てもらえれば、林議員がきのう一般質問でしていますように、キャンプ場の管理については4月からは町長部局の管理になるということも言われていますね。それが第59号議案にも入っています。そうすると、今回の場合はあくまでも第24条のもとによる町の職務権限、それから、職務権限の特例に基づいてされていますけれども、それ以外にも今回、大きく実は教育委員会部局から町長部局のほうに変わっているんじゃないですか。そうすると、この第49号議案だけでは不備じゃないんですか。これは追加をしなければならぬ問題じゃないかと思えますけれども、どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今言われるように、社会教育関係の町長部局への移管につきましては、地方自治法第180条の7という規定がございまして、第180条の7で、委員会等の事務の委任、補助執行と委員委託等という規定がありまして、地方公共団体の委員会委員は、その権限に属する事務の一部を委任補助執行させ、専門員に委託することができるというふうに規定されておりますので、これにつきましては、規則で社会教育、それから、青少年。

議案資料の17ページにありますけれども、議案資料の事務分掌になります。文化・スポーツ係が行う事務について、ここに書いておりますけれども、今、教育委員会の規則の中で決められております社会教育関係の事務を文化・スポーツ係で今度行うわけですがけれども、この1番、社会教育施設の管理運営に関する事とか社会教育委員に関する事、それから、社会教育団体の指導育成に関する事、視聴覚教育に関する事、公民館に関する事、社会体育施設の管理及び運営に関する事ということ、今ここが教育委員会の事務分掌でありますけれども、この分を今の自治法の規定によりまして規則で今回定めて、町長部局の事務とするということにしております。

これにつきましては、今回の条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条第1項によって条例で定めるということになっておりますので、これについては、それだけ条例で定めないと管理及び執行はできないということになっております。ですから、社会教育については、この条例で定めるというふうには規定されておられませんので、

規則で今回は基山町の補助執行なりをさせるということで規定をして事務執行を行っていき
たいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そこは私と全然解釈が本当は違うんですね。なぜかという、それこそ今まで教育行政も
含めて全体的なところに対して、政治の介入を、やっぱり戦後政治の中では、戦前教育では
問題があったんだという中で行政が進められてきたわけですけれども、その中で、基山町は
今回、大きく変えるという中では、私はこれは基山町の条例を今、審議しているわけであっ
て、国とかのそういうのを審議しているわけじゃないんですね。基山町が今回、新たに教育
委員会部局から町長部局に変えると、そういう条例の中では、今言った部分に捉われずに、
きちっと私はやっぱり出すべきなんだと。議案第59号は、私はこれは物すごく問題がある
というのが、町長部局の中で今回、機構改革をする中で、例えば、名称が変わったんだとい
う中身とごちゃまぜにして、今回の例えばキャンプ場の管理を町長がするみたいなのも一緒
に今回はしているんですね。私はきちっとここはこの条例の中に、今言いました青少年教
育も含めて書いておくべきなんだというふうに思うんですけれども、そういう配慮をやる
というふうに思わないこと自体が、私は画一された今の行政の一番悪しき例だろうと私は思
うんですね。基山町の条例をつくっているんですから、基山町の人がわかるような条例にし
ていいんじゃないですか、今回の問題は特に。意見を聞かせてください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

この分の今度、社会教育については、機構改革の中で、スポーツ、文化、社会教育等につ
いては町長部局に移管して、町長部局のほうで人口増対策、それから、まちづくりに向けて
町長部局のほうで事務執行をしていこうということ、それが大きな今回の機構改革というか、
町の今度の重点施策を含めてやっていこうということですので、今回については、その部分
の事務執行をどう移すかという私は法律行為だと思いますので、大きな問題は今後のまちづ
くりをどうやっていくかということだろうと思うんですよね。ですから、これは規定でこの
第49号議案については条例で定めるということで今回しております。ですから、社会教育の

権限に属する事務の委任については、どこもやっているところは規則で定めて事務執行をやっているというのが、佐賀県もそうです。ほかの市町についても、そういうことで規則で定めて事務執行をさせるというような規定を設けて実際やっております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

2点ですけど、今の質問、私もちょっとその辺が気になるところなんですけれども、従来の法律の職務権限の特例の文言から見て、この条例で社会教育全般まで町長部局に動かすということが法律上クリアできるんですか。職務権限の特例の中の、「次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。」とあるから、そしたら、スポーツに関すること、文化に関することについての、その教育に関する全てを移すということで社会教育ととられておるといいますか。何かその辺が法律の文言から言うと、逆に言えば、社会教育法がありますね。その部分は、まだ教育委員会がこれらのものを所掌するとなつとるんですよね。それはクリアできるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今、後藤議員が言われるように、これにつきましては、スポーツに関すること、文化に関することを管理執行するという規定ですので、これに社会教育が含まれないということになります。ですから、社会教育に関しては規則で補助執行させるということで新たに設けて町に執行させるということになります。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

それで上位法の規定がしっかりクリアできるというのがあればそれでいいんですけど、そのこと自体は余り、私は個人的にはスポーツ、文化だけじゃなくて、社会教育、いわゆる生涯教育は基本的には町長部局でという、これは県も今そうなっていますのでね。そのことについての異論はないので、もちろん法的なクリアをきちっとしていただきたいということが1点と、文化、スポーツに関することを町長部局にということについて、私も今年の6月に

はっきり移管すべきだと一般質問で取り上げて、その前の20年3月にも1回、合計2回一般質問でこの問題を取り上げて、やっと動いていただいたかなと思いますが、先ほどの久保山議員の質問とリンクするんですが、あの6月——去年の6月なので、はっきり文化、スポーツを移管すべきだと提案をしたときに、教育委員会、教育長は、もうこのままでいいですということをはっきりおっしゃったんですよね。そのときに、町長は検討に値するという回答をいただいて、私はそれを議会だよりに掲載しておくと思うんですけども、この1年半の中で、例えば、大串教育長はどういうふうにもずからの考え方を、一般質問の公式答弁でこのままでいいということをはっきり言われておりますので、どういうふうに変えられたのか。その辺ちょっとお伺いします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私の、さきの6月だったと……（「去年の」と呼ぶ者あり）はい、6月だったと思いますが、そのことについては十分に記憶をしておりますが、あの時点では、生涯教育の人づくりの一環として広く教育の範疇に入るということで、現行どおりこちらのほうで所管してやらせていただきたいということをお答えいたしました。町長がそのお答えの後に、検討に値するとは言われました。

その後、町の機構改革等の考え方が出てきたときに、やはり、人づくりというのはまちづくりの一環として、そういうところで取り扱うのがベターじゃないかという考え方が出てきておるということと、今、教育が非常に早いスピードでいろいろ内容が変わって来たりしておりますので、教育委員会としては、そちらのほうに専念して、もっとコンパクトにやって、中身を濃くしたほうがいいんじゃないかという御意見もいただきまして、そういうことも踏まえて、今回、こういうことに至ったというふうには自分では考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ちょっと私が言ったというような話も出てまいりました。教育というのはやっぱり、ちょっと話違うかもしれませんが、非常に難しい問題だというふうに思っております。もうずっと言われてきているのは政教分離、教育と政治、行政は余り一緒になってしまっ

はいけない部分があるんだと、教育は教育の独立したものであるべきだというような、これはやっぱりあるんじゃないかなと思います。

それともう1つは、教育の中にも、いわゆる学校教育と社会の教育、生涯学習なりなんなりというような、これまた教育、教育と言いながらも、2つあると思います。だから、本当に独立したかどうかというのは、やっぱり学校教育、これはやっぱりしっかりしたものじゃないかきょういかなだろうと私は思っております。

ただ、社会教育、つまり、今、条例で問題にしております文化、スポーツ、これは社会教育でございますから、だから教育長部局でもいいといいますが、でなければいけないというのかどうかは別にしましても、文化、スポーツというのは社会教育の一つであって、町長部局でも、教育の一環ではあろうけれども、それで十分にやっていると、そのほうがむしろベターなのかもしれませんけれども、そういう考えは私は持っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

最後にこの確認ですけど、社会教育法の第9条では、「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。」ということになっておるんですね。そういう意味でいくと、これは一般質問でも大山議員の質問で出ましたけど、本来、図書館は、この移管の考え方からいえば、町長部局に移さないかんという背景があるんですけど、それは今、この間、副町長が答弁で答えられたように、建築にかかって、再来年オープンのための移行の期間中であるのでという発言をちょろっとされましたけど、それは、いずれそういう考え方ということによろしいんですか。法律上は社会教育のための機関ということですから、社会教育全般を町長部局に移すのであれば、図書館の管理は町長部局になるという形になるんですけど。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今、後藤議員が言われるように、社会教育法では図書館は社会教育に関する施設ということで、実際は含まれるわけですけども、きのう副町長の答弁でもありましたように、議員も言われるように、今、建設中であるということがあるということ、それから、まちづくり課が今回、4月1日から執行しますので、その事務量も多大なものにもなっているというこ

とで、今後、その点については検討していく必要があるというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。町長。

○町長（小森純一君）

それこそ移行中であるから、これからまた検討していくというようなこと、それは確か、私は館長をどうするかというようなこと、それに関して、移行中であるから、今後また検討していかなきゃいかんというようなことは申し上げたと思いますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

せっかく田口教育委員長がお見えですのでお尋ねいたしますけれども、田口さんとは15年前PTAの関係で一緒に苦勞した仲ですけれども、それがお互いにこういう立場で議論できるのは本当に感慨深いものでありますけれども、今、教育委員会の改革が行われまして、首長が総合会議を持てる、それから、新教育長体制になるという中で、武雄市、上峰町で教育委員会の人員が増員されるということでありまして、今回の件について教育委員会で、今までもそうですけれども、そういった議論をなされたのか。

といいますのは、今回の機構改革でも文化財に関してはそのまま教育委員会に残るということで、基肄城が基山にはありますので、ああいう重要な文化財をどうやっていくのかというと、やはり専門的な知識を持った方が教育委員会の中にいらっしゃるべきであるし、多岐にわたる考えを持った方が教育委員会には所属していただきたいと思っておりますので、今の陣容でも十分でありましようけれども、教育委員会のいろんな議論の中でそういった協議があったのかなかったのかということ、増員に対してこれからどういうふうな検討をなされるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

田口教育委員長。

○教育委員長（田口英信君）

教育委員会の中では、そういう議論は非常に昔から行って続けております。私自身も、先ほどからお話ししたように、教育委員会の業務の中におけるいろいろな立場での仕事、こういったものを一つ一つ見ていくと、やはり歴史、文化遺産も含めて、非常に人員的なパワー

が必要な部分というのがたくさんあると思います。特に基肄城に関しては、これからようやく整備がある程度終わり、新たな遺構も見つかって、運営に関して非常に力を注いでいかななくちゃいけない。そして、来年迎える1350年事業に向けて取り組んでいかななくちゃいけない。そういう中で、じゃ、今の人員だけで今後の運営、そういったものを全て賄えるかどうかということに関しては、私自身も、あるいは教育委員会の中でも、少なからず議論を重ねてきておるところです。

ただ、冒頭に申し上げましたように、学校教育にかかわる教育委員会の立場という意味合いで言えば、戦後、公平さを保つために、政教分離という形で町長も言われたように、分離されてずっと保全されてきたわけですが、しかし、中身を見れば、随分昔から、もう各県、市、町、村、こういったところの行政と密接に予算面でかかわっておりますから、幾ら国が決めた法律で守られているからといっても、町、行政としっかり話し合いを続けて予算をもらわないと教育の改革もできない。そういうことがずっと続けてきておるところです。

そういう中での今回の改革について、どうこう述べる立場にはないかもしれませんが、やはり、そういう非常に重きのある文化遺産をどうやって守っていくのか、ここにはやはり品川議員言われたように、もっと専門的なエキスパートが必要であると私自身も思っておりますし、教育委員の発言の中にも、そういう同じことを言われる委員さんがたくさんいらっしゃいます。やはり外部の力もかりながら、基肄城を含めた歴史遺産、基山が持つすばらしい歴史遺産を活用できるようにしていかななくちゃいけないというふうに思いますので、そういうところに町の予算、人員、こういったことも密接に絡んできますので、私からどうこう申し上げられませんが、少なからずそういったことを今後のメインテーマとして基山が大きく掲げて、第5次総合計画の中でもうたっていくのであれば、やはり基肄城をうまく活用できるような人材の確保というのも教育学習課の中にも必要になってくるといふうには思っておりますので、今後も我々教育委員会としても積極的に提言をさせていただきたいというふうに思っております。

そして、もう1つの教育委員会の改革のお話ですけれども、先ほどからお話ししたように、来年4月から施行される教育委員会の大きな改編が行われます。そこで行われるのが新教育長の設置ということで、これを任命権を首長が持つということで、3年の任期で首長が1期の任期の中で最低でも1回は任命の権限を発動できるというようなことが大きな改革の1つであります。

先般、新聞でごらんになったと思いますが、上峰町では、もう教育長が任期を途中で辞任をして、そして新たに4月から新教育長に移行するというような、特例に近い形なんでしょうけれども、そういうことを実施されるということを知って、そういう方法もあるんだなというふうに思いましたけれども、文科省の説明会にも教育委員全員が参加をして勉強させていただきました。その折に私も質問をさせていただきましたけれども、現行法の中では、国の考え方としては、4月1日をもって教育委員会の改革を推し進めたいということをおっしゃっているんですが、やはり教育委員として任命された4年間、これを捨ててでもやらせるということをおっしゃる国が任命はできないという立場に立たれて話をされました。つまり、4年の任期を持って4月以前に再任をされた方については、各市町にお任せしますと、委ねるという話で、非常に中途半端な回答でございました。私もそれに関しては疑問がありましたので、お話をさせていただきましたけれども、法律の中ではそういうちぐはぐな部分が見えますので、少なくとも3年から4年ぐらいの間、旧法と新法と入り交じったような教育委員会が存在するというので、基山町の中では、今度の、本日の議題にもありますけれども、教育委員として大串教育長が再任されれば、教育長にまた再任されるんでしょうけれども、その任期が3年9カ月ほど残るわけで、その期間中は旧法に基づいて私自身も一年一年、再任をされれば、また教育委員長として職務を果たさなくちゃいけない責任がつきまわってきます。

そういうことで、新法の持つ役割分担、首長の責任、そして、教育委員会の責任、こういったものについては、ちょっと曖昧な形のまま進む形にはなると思います。しかし、冒頭にも申し上げましたように、大津の問題もそうですけれども、基山町でも学校教育の中でいろいろな問題点、皆さん方をお騒がせしてお詫びをしたような不祥事が続けて起きてまいりました。その中で、私自身も保護者の皆さんの前で頭を下げながら、教育長不在の折にでしたけれども、頭を下げながら、お詫びをして御説明をしたという経緯もございます。

そういうところで考えていけば、教育委員会というのは本当に責任を誰がとるのか、誰が果たさなくちゃいけないのか、形の上では委員長なのに、矢面に立つのはいつも教育長であると、こういう形がずっと長年続いてきましたので、今回の改革における新教育長のあり方、そして教育委員長を廃止するというやり方については、私も含め、教育委員の中でも意見としては賛同しようという立場をとっております。

しかし、基山町がどういうふうな形で、4月1日を迎えるまでの間に二転三転するかもしれませんが、現行のままで行くとすれば、今のままの形で3年数カ月形をとっていき

ますので、その間、教育委員会の中で委員長が存在する間は、しっかりとその職務は全うしていきたいなというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと話を戻すようで恐縮ですけれども、先ほど重松議員と後藤議員から言われましたように、私も本当にこの条文で大丈夫なのかなというふうに心配をしております。

先ほどの答弁から聞きますと、文化に関することは地方自治法の中に入っているので、これで大丈夫だというふうな答弁でしたけれども、であれば、私は、この「文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く）。」の後に、きちんと「社会教育法第9条図書館に関するものを除く」という文面がなければ、これはちょっと成立しないんじゃないかなと思いますけど、確認をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

先ほど後藤議員からもありましたように、図書館は社会教育法による施設になりますので、これは地方教育行政の事務執行の部分になります。ですから、その中でも、この第23条1項で定められておりますスポーツに関すること、それから、文化に関することで、文化財を除くものは移管することができるということになっておりますので、図書館については社会教育法ですので、社会教育事務の移管については規則で定めるというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、もう1点確認させてください。

ちょっとこれは細かいことですが、私、委員会で聞けませんので、今、図書館の評価については、社会教育委員会に提出をしているはずですが、社会教育委員会が答申をしているはずですが、来年度、どのようにされるのかお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

私が考えているのは、社会教育の事務については補助執行をさせるというふうに考えております。ですから、委任というのは全ての権限を委任するわけですが、社会教育の委嘱とかそういうものは教育委員会に残して、事務そのものは全て部局にするということですので、そういう方法があるということで、ですから、そういう図書館については残すということであれば、評価をすることはできるというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

この辺は、ぜひ委員会のほうでよくもんでいただきたいなと思いますけれども、大山議員の一般質問だったと思います。町長のほうが図書館については運営協議会をぜひ前向きに検討していきたいというふうに答弁をされました。今現在、社会教育委員に評価をしていただいておりますね。そして答申している。運営協議会ができると、運営協議会と所掌事務というか、非常に混乱を来すように私は心配をしています。ですから、もう一度社会教育委員会の役割、運営協議会をつくられるのであれば、そこをきちんと把握をされないと、ただ単に運営協議会が必要だから、そういうふうにつくれと言われていたからつくるという問題では済まないと思っていますけれども、そのあたりをどのようにお考えなのか、現在のところの状況をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私、申し上げたのは、運営委員会ですかね、そういうつもりで言っております。いよいよこれから新しい図書館ができて、それを運営していくには、いろんな意見等もありましょうから、運営委員会というものがやっぱりあるべきじゃないかという、私はそういう思いでございます。

保育所運営委員会というのもございますし、そういうことで、その運営に関していろいろ検討して、館長、園長含めてそれをどうするかというような、そういう一つの組織があるべきじゃないかなと、私自身、そう思っておるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございますので、ここで11時30分まで休憩します。

～午前11時19分 休憩～

～午前11時30分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第3 第59号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 第59号議案 基山町課設置条例等の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。林議員。

○11番（林 博文君）

先ほどから機構改革、いろいろ言われておりましたが、議案書の36ページ、社会教育関係の14条で基山町のキャンプ場、この件について、私、今回質問したわけですが、教育委員会から町長部局のほうに来年4月から変更されるということで、ちょっと教育長がおるときに聞きたかったわけですが——教育委員長ですか、教育委員会の田口委員長は1回ぐらいキャンプ場に上ったことがあるかなということも聞きたかったわけですよ。教育長は1年に1回ぐらい行きよっですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

昨年は参りました。その前も1回参りました。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

私は、この一般質問の中でキャンプ場のところまで、都市計画北部のほうで見直し関係で時間が足りなかった関係でそこまで2回目の質問以降されなかったわけですが、せめて教育

委員会のほうから町長部局に所管が変わる場合、よければ教育委員会のほうで、せめてペンキの塗り直しぐらいして移管してもらおうようなことをしないと、本当にさびれて、当初は町営のキャンプ場としては青少年の育成と町民の触れ合いの場として平成3年に完成された施設でありますし、利用人数では年間ピークときは3,500人から3,423人、平成13年、14年ぐらいですか、そういうふうな人数もあっておりますが、私はバンガローぐらいつけたらどうかというふうに思うわけですが、町長、今回移管をされて、その考えをひとつ述べていただければというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

申しわけございません。私も、この一、二年は行っていません。以前は行ったことはございますけれども、そして、確かに大分、洗い場あたりも傷んだるなというようなことは私も見ておりました。それで、バンガローどうこうということまではちょっとここで申し上げにくいんですけれども、やっぱりある程度の手入れはしていかなきゃいけないというふうなことだと思います。そうしませんと、だんだんおっしゃるように利用者も少なくなっていくということでございますので、その辺のところはまた検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ちょっとこれ要望ですが、一般質問の中でも、町営のキャンプ場に上る道、これは二、三十年前に、30年近くなりますか、これは基盤整備で交通整理がなされて、黒谷地区、平林地区、いろいろあったわけで、上に町営の施設があるのに農道のままです。町長、これは要望ですが、今回の一般質問の中でも支障がなければ町道に変更したいという答弁をいただいております。そういうようなところから、議会の同意を得て町道にすべきではないかと、そうしないと側溝はいっぱい落ち葉が詰まったり、あるいは自動車に支障を来すような木が茂ったりしておりますので、その点、これは要望で聞いてってください。よろしく願います。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

私の捉え方として、この第59号議案、まとめて第14条まで一本で出すのが本当にいいのかという問題、疑問点があるんですね。というのは、これは機構改革に伴って出された部分でもありますけれども、町長部局のほうで、例えば、書いてありますように第1条では企画政策課をまちづくり課に改めるとか、そういう部分については別に問題ではないんですけれども、それこそ教育委員会を町長に改めるみたいな、一緒に出してあるという部分では本当にこれでいいのかというのが1点あります。

それから、提案理由、私もずっとここを見ているんですけれども、この提案理由の中に、例えば非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴いとか書いてありますけれども、この第59号議案は、ただ単に第1条から第14条まで含めて全てこれは課設置条例及び職員定数条例も少しありますけれども、そういうところを出してあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、この提案理由との整合性を含めて、ちょっと私が理解できないのもありますけれども、説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回については、基本的には機構改革に伴う条例改正でございます。それと、今回出しておりますのが例規集の整備ということで、用語等の整備、それから報酬条例の改正も出しておりますので、この機構改革に関する部分については、機構改革、それから例規の整理、それから非常勤特別職の整理がこの条例自体には全て発生している、改正しないといけない部分については、今回の条例については全て改正をしていくということで、それを盛り込んだ形で改正をしているということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第59号議案に対する質疑を終結します。

日程第4 第50号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．第50号議案 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

特定任期付職員ということで、今回提案がある条例でありますけれども、第2条に言う高度の専門的な知識経験、識見が必要とされる業務とは、基山町においてはどういうことか、具体的にお伺いしたい。それから、この特定任期付職員はどのような形で選考し、募集し、選考の内容の公開制というんですか、そのことについて。この2点、まずお伺いしたいと。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

この条例の第2条第1項に規定しております特定任期付職員につきましては、基山町で想定されます、例えば何か行政訴訟とかが起きて、その場合に弁護士自体を町の中で雇用する必要があるというふうな場合が想定されると思います。全国的にこの特定任期付職員というのを採用している例というのはかなり少のうございますけれども、そういうものが考えられるかと思います。普通、雇用されているのが医者とか、それから弁護士、それから公認会計士等が雇用されているようでございます。あと、資格を持たない者については、特定任期付職員として、例えば、危機管理の統括とか、部長級ぐらいの任務を5年ぐらいで統括してある程度のシステムなり役所内のそういう指揮系統なりをつくっていくような、そういう重要な業務については、よその市町村では特定任期付職員として採用している例があるようでございます。

選考方法につきましては、よりよい人材を採用する必要がありますので、職安なり、そういうものを利用して広く公募するのか、ある程度業績がある、そういう方を選考していくのかというようなことになろうかと思います。ただ、基本的には広く公開して優秀な人材に来てもらうというのが基本的な考え方でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

要は、今の職員では到底無理な——無理なというか、専門性、例えば今回、下水道が企業

会計に移行すると。その間、例えば、公認会計士経験者みたいな人が3年間おるとか、そういう意味合いではないんですか。私は、そのことがあって今回わざわざこれを持ち出したんかなと。心配するのは、どこかの都会の大きな町や市みたいに専門の顧問がずらっと50万円、100万円もらうような人が大阪市ですかね、40人、50人顧問がおると。そういう感じに何かの事業遂行とか、ちょっとした考え方を遂行するだけで顧問を雇うとか、そういう感じのものになるようなものとは違いますね。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

国の場合は、弁護士、公認会計士が非常に多くなっています。ただ、これはうちもそうなんですけど、常勤なんですよ。だから、そういう顧問契約みたいな話とは一切関係なくなります。現実には、むしろ3条あたりのほうでイメージしているのは、今、役場の中でいろいろな情報関連システムがいろいろな部署で動いているんですけども、これがなかなか業者との間でまともに対応できないようなケースが非常に多くて、コスト増になっている可能性も否定できないかなとは思っているので、今回、新たに設置する室であります広報・情報管理室みたいなところできちっと広報も含めて外部のそういう業者と対等以上に闘えるような人材を完全公募で一番いい人材を公明正大に採用するような、そういうイメージが一番強いところでございます。

ただ、先ほども申しましたように、これは職員の外になる話なので、その分、人件費が常勤でございますので、年間その人の実績とか給与格付によって予算をかさむものになりますので、あんまり乱発するような話ではないと思っています。そういうところどころできちっと押さえていくような、そういう感じのイメージを考えているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

これ、私も非常に大事だなと思っているのですが、非常に高い給与とといいますか、税金を使ってやるわけで、そういう意味では本当にいろんなスキルを持った人材を登用していくということが非常に大事だろうと思っていますけれども、これからの基山町の第5次計画も含めて、このまちづくりにやはり生かしていくということが私は必要なのではないかと考えて

いるんですね。もちろん、基本的には基山町民の方の協働の力というのが大きな第一のポイントです。外部から来て、例えば学者先生が来て、どうのこうのすれば済むという問題じゃないと思うんですが、今、副町長はコスト増を解消したいというような、そういうふうには受けとめたので、それはどうかなと。確かに、そういう部分はあるだろうと。しかし、基本的には、やはり今の何回も言うて申しわけないんだけど、人口減少、それから雇用増、定住とか、これをいかに進めていくか、それに対していろんな持ってある情報、知恵や力をかしていただきたいという位置づけとすべきだろうと思っているので、再度、コスト増だけじゃないというふうな言い方されたが、どういうことをイメージされて、私に言わすっとたくさん高額の——高額のと言うて申しわけないんですが、ほかのところと比べても、決して高額ではないわけですけれども、月給37万円を投入するということなのか。もうちょっと具体的なイメージを町長、何かお持ちなんですか。いや、副町長でもいいですよ。どっちでもいいですよ。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

コストダウンと確かに言いましたけれども、それはわかりやすく表現するためということで、まず御理解いただければと思うんですけれども、当然、町の今の課題というのはたくさんございますね。定住促進もあるし、それから、さっき言った六次化なんかもあるし、協働のまちづくりもあるし、いろいろあるので、それから図書館なんかも、まさに新設図書館みたいなものも当然、館長を外部からみたいな話もこの制度を使えばできないことはないので、そういう候補はたくさんあるんですけれども、ただ、雇えば雇うだけ、その分、町の財政、予算にそのままはね返ってまいりますので、先ほど御説明した、今の段階では一番有力だと思っている例は、町全体の庁舎内のシステムの再チェック、そして広報、そういったものが町の極めて大事な要素になるかなと。ほかの分野ももちろん大切なんですけど、そういうところはまた外部との人事交流とか、ほかの手で人材を確保できる可能性はあるんですけど、こういうシステム系とか広報はなかなかほかの外部の国とか県にも余り専門家はいないので、なかなか人事交流では解消できないので、そういう意味では、民間の知恵という意味ではそういった広報・情報管理室に配属されるような、そこの責任者になっていただいて、5年の間に基山町の情報システム、いろんな情報システムございますので、そういったものの見直

しとか、それを職員に教育するような、そういうところというのは極めて有力かなというふうに思っているところでございます。

それがひいては大きなコストダウンにもつながるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。だから、それはまちづくりを進めていくというのは当然のことなので、いろいろ考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

今回、それこそこれは法律に規定されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、平成25年度に出された部分に基づいて今回されているのかと思いますけれども、1つは、私も見ていてわからないのは、提案理由の中にははっきりと民間の人材を活用と書いてありますね。だから、専門職になれば、逆に民間ではなくて公務員の中から出向をお願いするとかいう方法も本当はあるんですね。しかし、今回はきちっと民間の人材というふうに書いてあるというところで、これはそれこそ一般職の任期付職員の採用ですから、そういうふうな形にもなるのかなと思いますけれども、そこがなぜ民間に特定したのかという部分ですね。基山町に不足している専門職を幅広く求めるためには、実はもう少し方法もあるのではないのかというふうにも思っていますので、まず、ここを1点、なぜ今回こういうふうに一般職の任期つき採用をするようにしたのかというところの理由を聞かせていただきたいというふうに思っています。

それからもう1点、じゃ、採用してどこにどういうふうな適材適所も含めて考えてあるのかと。確かに、先ほどから課設置条例の関係からいろんな話が出ていますね。しかし、具体的に任期つきで採用した職員をどこに使うのかというのはまだわからないんですね。例えば、第六次の関係で推進室をつくったから、そこに必ずしも入れなければならないという問題でもないんですね。課長でも結構ですし、場合によっては管理職でも、どこでも、本当はいいんですから、じゃ、どこに入れるのかという部分と、これは一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行規則が説明資料の20ページに載っていますけれども、その第2条では、任期を定めた職員の公正の確保、どのようにして職員を採用するのかという部分にも関係してくるんですね。これは、まさしく書いてありますけれども、公正をするために一般職の人たちはきちっとした採用試験があって採用しますけれども、じゃ、どういうふう

にするのかと。公募してやるのか、それとも公募じゃなくて誰か限定してやるのかとかいうのもちょっとわかりません。

それから、今、基山町は職員管理定数を定めていますけれども、職員管理定数にどのように反映していくのか、一般職ですので、当然、職員管理定数には入れていくんだらうと思いますけれども、この辺、確認も含めてお願いいたします。

それから、この施行規則の中の第3条には、給与についても定めておりますけれども、難しい表現なんですね。困難な業務に従事する場合がありますし、次には特に困難な業務に従事する場合、(4)には特に高度の専門的な知識を有する場合とか、これは捉え方によっては誰がどのような特に困難な場合なのか、特に高度な技術を有しているのかというのは、客観的な判断材料がないだけにわからないんですね。これに基づいて給与が支払われる可能性もあるんだから、この辺の客観的なのを誰が判断していくのかという部分も含めて、何点か質問しましたけれども、回答をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

まず、採用についてですけれども、規則の第2条に、20ページの資料にありますけれども、まず、広く職安等で公募して、広く優秀な人材を求めていきたいということと、その中で選考による面接、それから役所内で試験、それからグループ討議などを行っていくことも場合によっては考えております。試験といっても、役場内で考えていきたいと思えます。

それから、ここに書いてありますように、採用につきましては、やっぱり公正、公平にやっていかなければいけないというふうに考えております。

それから、採用した理由ですけれども、まず、第2条1項は、特定任期つき、それから第2項が専門的な知識ということで、民間、それから庁舎内では得がたい、そういう高度な知識の方に、そういう方を求めていきたいということで今回はお願いしているところでございます。

それから、給与についてですけれども、給与の特例が第6条、第7条にございますけれども、この給料表の適用につきましては、特定任期付職員の給料表を示しているものでございますので、これはあくまでも第2条第1項の特に高度なということで、さっき申し上げた弁護士とか、そういう人を雇うときの給料表ですので、第2条第2項に規定する一般の任期付

職員については、保育士とか看護師とか、それから1級建築士とか、そういう方になりますので、これについては規則で規定しておりますように基山町の給与条例を考慮しながら、前歴換算なり、職員と均衡をとりながら給料を決めていくということで、ここに第6条に規定しております、こういう高額な給料にはならないと。これは、あくまでも特定任期つきですので、弁護士を雇うときとかに準ずるものでございます。

それから、第3条の国では7号ぐらい、もっと高い給料を設定されているわけですがけれども、基山町においては第4号までの給料にいたしております。そして、特に高度の専門的な知識とか、極めてとかいろいろ書いてありますけれども、やはり弁護士とかでいえば、今までの実績とか、それから年齢等もあるかもしれないですがけれども、そういうものを考慮しながら決めていきたいというふうに考えております。

それから、定数ですがけれども、これは私たち一般職と同じ立場になりますので、定数条例に規定しております定数には入っていくということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

済みません、あと1つだけ。ちょっと心配といいますか、そこまで考えんでいいということであればいいんですが、この給与以外に、こういう人を雇用したときに特別扱いをすることはないですね。これ以外に。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

給料等の特別扱いを、立場についてもすることは、ここに規定されているとおり、特定任期付職員というのはある程度高額になっておりますので、特例ということで、例えば、第7条にありますけれども、ここの手当については特別職並みに給与となりますので、その分の給与の適用はさせないというような規定でございますので、この規定による適用、条例による適用しかさせないということで、特別な取り扱いをするということではございません。立場的にですね。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

いや、前もってちょっと言うとかげばよかったばってん、私の特別扱いというのは、ちらっと聞いたところ、必ずしもこれには該当しないかもしれないんですが、マンションを買い上げて与えるとか、家賃を補助するとか、そういうところも、もちろんこれはとは限らないんですけど、そういう自治体もあるようなんですよ。だから、もし非常に高いスキルを持ってある方だから、専門な方だから、そこまでやるということになるとどうなのかなという感じがするので、ちょっと前もって言うとかげばよかったが、そういうことはないということを確認していいですね。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

この任期つき採用のお話は、国では当たり前のことでやっているところですよ。どういうことかという、例えば、私が前職でいたところでは、私のほうで2人、これで採用しましたけど、1人は太陽光の専門家、1人は広報の専門家、太陽光は課長補佐として、太陽光をやっているところのまさにラインに入らせていただいてやってもらっていますし、それから、広報については、広報室の中の係長としてやってもらっている。当然、それまでの職歴とか年齢に応じて給与もきちっと決めさせていただいて、それは職員とのバランスをちゃんと考えるということにしております。

こういう方法で今回も考えておりますので、そういう特別扱いみたいなことは一切ございません。基山町の職員として、基山町の職員にないスキルを持った人を機動的に雇って、その人のスキルを基山町の職員に伝えてもらう、教育してもらいたいイメージを考えております。何度も繰り返しになりますけど、具体的なイメージは、先ほど重松議員からもまたありましたけれども、今回の中で最有力だと思われるのは、先ほど申しました広報・情報管理室の職員ということになると思います。なぜならば、やっぱり広報のスキルとか、それから情報管理のスキルというのは、まだ役場内には薄いというふうに思っておりますので、そこらあたりをうまくやっていただけるような方を選ぶことができればいいというふうに考えているところでございますので、簡単に言えば、御安心いただければというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ちょっと間があいて済みませんが、先ほど私がなぜ提案理由の中で民間の人材を活用しというふうに限定しているのかというのを質問したのは、基山町が不足している専門職を補う場合には、ほかにもいろんな方法が実は考えれば考えられるんですね。1つは、人事交流なんですね。私は、この人事交流をする中で、若手職員の育成も含めてやっていくべきなんだと。そして、特に市、お互い市町の人事交流もありますし、場合によっては県からの人事交流を含めてやっていく可能性も、この道もできるんですね。そういう中でやる中で、今回、民間のほうにこれでしているものだから、ほかに町のほうがこういうふうな職員の人事交流も含めて専門職の育成をやろうという考えがあるのかというのが1つと、3年から長くても5年、これは民間では労働契約法で5年以上については無期採用とか、いろんなものがありますから、なかなか3年を延長して6年、また9年とかいうわけには、私はいかないと思って、5年は5年でいいんですね。そういうふうに区切ったほうがいいと。そうすると、任期つきで入った職員、専門的な知識も入れていますから、特に基山町のために一生懸命働いてもらおうと。しかし、この3年、5年で、じゃ、あなたはもう終わりですよとなるような今の社会情勢の中で、その人の雇用が保障されるという契約も全くない中でどうなのかと、そういうことで専門職をやっている人はほかに行くんじゃないのかという心配もするんですね。そうすると、この辺が大変難しい問題、条例では5年と。これは延長できないんですね。5年以上。そうすると、本当にそれで高度な専門を持っている人が基山町のために働いて、この人がまた新たに何か企業を起こすとか、基山町の中でも、そういうふうなポジションに立つ人だったらいいですよ。しかし、そうじゃなかったら、その人が次の民間のところに行けるだけの今の社会経済状況を含めて、雇用状況なのかというと、必ずしも難しい面があるんですね。この辺をどのように考えてあるのかというのが問題。

それともう1つは、若手職員を育てたいというためには、この3年ないしは5年の間に、これは年次計画と言ったら悪いんですけども、どういうふうにしていくんだと、このプロセスをやっぱりしなければ、漠然とした中ではなかなか専門職は育たないと。そういうところをうまく運用するための規則といいましょうか、これは内部的な、多分職員の育成に関する規則になろうかと思えますけれども、こういうのもまた片方で作らなければならないというふうにも思えますけれども、この辺について説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

何で民間なのかというのは簡単で、市とか国とか県との人事交流は今の制度の中でできるからです。今、その検討もどこまで言えるのかわかりませんが、水面下でたくさんやっています。それから、もう1つがその後のことということなんですけど、国のパターンで言うと、大体、大きく2つに分かれていて、58歳ぐらいで企業を退職された方が1つのパターン、もう1つは若手で今後自分が企業化していく前のキャリアアップとして、そういう公的機関で実績をつけたという、この2つのパターンに分かれますので、今回は逆に言えばそういうどちらかのパターンの人が出てくると思いますので、それを公明正大にきちっと公募して、きちっと審査するという形をとっていきたいと思います。

それから、おっしゃった職員への教育とか伝達がなければ、5年後、その人がなくなった瞬間、またもとのもくあみに戻りますので、また違う人を雇うみたいな話になってしまいますので、それは楽しくないので、もし違う人を雇うにしても、次は違う分野の専門家を雇って、その人がまた役場の職員にいろいろとスキルを伝播していくような、そういう仕組みをつくっていかなくちゃいけないと思いますので、内部的にそこはきちんとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。大山議員。

○8番（大山勝代君）

今、論議を聞きながら、果たしてそういう人がいるのかな、ちょっと疑問に思いながら聞いていたんですが、1つ質問ですが、例えば、先ほど課長のほうは例としていつも弁護士さんとおっしゃっていましたが、本来の仕事を持っていて、常勤ということも先ほど言われましたが、役場職員としてしている間、本来の今までの継続した仕事、それはどうなるのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

当然できなくなりますので、それをきちんと整理できる人が採用の対象になります。弁護

士は、最初の事例に挙げましたけれども、基本的に弁護士を雇う可能性はないと思います。なぜならば、常勤で弁護士を雇うということは、例えば、基山町がもうすごい訴訟を受けて被告になって、町長が損害賠償で訴えられるみたいなことがあればないとは言えませんが、それ以外はあり得ないので、そこは通常のいろいろな仕組み、県の仕組みもありますので、だから、弁護士はあくまでも最初の事例、高度な事例、特に国はそういうのは何人ももちろん雇っているんですけども、そこはそういうふうに考えていただければと思います。

それから、人はいないんじゃないかと。いや、それが結構いるんです。多分、町内にもたくさん立派な方が埋もれておられると思うので、そこはきちんとした公募と、みんなにわかるようにすれば、いい方にきっと来ていただけるというふうに信じております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ここで午後1時まで休憩します。

～午後0時7分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

引き続きまして、第50号議案についての質疑を行います。林議員。

○11番（林 博文君）

午前中に副町長のほうから国の支援があるというような形で言われたことに対して、私も今回、行政視察のほうで熊本県の南小国町なり、大分県の豊後大野市、視察に行った中で、このところが、南小国町のほうでは地域おこしの協力隊制度、こういうのがあるわけですが、先ほど副町長のほうから午前中に2人ばかり経済産業省も国が支援してというような形でしておりますが、この制度、ちょっとよかったら。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

任期つき採用と地域おこし協力隊は、また全く別の制度になります。それは国の制度なので、別に条例を変えなくても、もしくはつくらなくてもやることは物理的には可能です。それから、協力隊みたいに若手を3年間というやり方と、今はやっているのは専門家を1年間

に10回ぐらい来てもらうやつが全部交付金対応とかになる、そういう制度も同じ内閣府ですけども——総務省ですね、失礼しました。総務省ですけども、ありますので、そのあたりはまたこれもいろいろ検討していったらいいと思いますけど、はっきり言えますのは、任期つき採用と協力隊の話はまた別です。

それからあと、国とか、あとは逆に県とかは人事交流という形で、もしくは片方、来てもらうだけとか、行くだけとかいうパターンの交流もあるし、研修みたいな形での交流もあるので、いろいろな人事交流がございますので、その場所に合わせて、相手に応じていろいろ検討していければというふうに思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

私は、これは感心したことですが、基山もこういうふうな広報なり情報関係を今後進めていくということで、要は人口減少が続く現状で、南小国町も地域おこし協力隊、これは国の支援で1名につき400万円、これは最長3年間自治体に交付すると。そして、自治体が1団体に200万円、別に募集経費なんかも国からもらえて、国が人と金を交付して地方の自治体を支援するものというような形で、南小国町の魅力を発信する定期イベントなり、婚活の企画、それとか特産物の改良とか開発、特に黒川温泉関係がありますが、集落の活性化の支援とか人づくり、地域づくり、そういうのが2人ほど来ていただいておりますということで、年間400万円を国からもらって、また募集のそういうふうな経費も国から出るというような形で、大変活動されておるといいますので、よければこういうふうな制度も使ってもらったらいふに思うわけですが、その点。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

過去の議会でも議事録を見ましたけど、久保山議員だったか、ちょっと勘違いかもしれませんが、そういう提案もあっていたと思います。ちなみに、今、現行制度でそれいっぱいやっている地域もたくさんありますけれども、今回また、いわゆる地方創生絡みでその部分がさらに強化されていくような形になるように今予定されております。だから、その辺の

情報もきちっとつかんだ上で、基山町にとって一番いい方向になるようにいろいろ検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

先ほど言われましたように、この協力隊と今回の任期付きの職員についての採用というのは別ということですが、基山町は特にいんなちよとしたときに国の制度なり、そういうのが変わったとき、システムに対する、コンピューターシステム、そういうふうな委託料が物すごくかかっているように感じるわけです。4億円も5億円もですね。ほかの自治体で私が聞いた中では、パナソニックとかNECとか、1年とか2年、機械が新しくどんどん変わっていくから、やっぱり職員が機械に追いついていかないと、使いこなし切れないというような形で、そういうふうな、例えば市町村が派遣社員というような形で1年とか2年来ていただいているというところもあるわけですが、夜須なんかですね。そういうふうなところとか、大分県、鹿児島県関係もあったわけですが、そういうのも今回の任期付きの職員にも当てはまるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

先ほどから何度か申しているように、まさにそういうところに業者と対等以上に議論できる人間がおれば、最初に決める場合もそうですけど、一番節約と言ったらおかしいんですけど、更新のときなどは恐らくすごく力を発揮するような形になると思いますので、おっしゃったようなところは前向きというか、まさにそこを中心に考えていきたい。ただ、それだけだともったいないので、プラス基山の広報みたいな、そういうことも一緒にやっていただけるような方を、先ほどそういう人がいるかなという話もありましたけど、さすがに両方というと、いるかなと自信はないですけども、そういう人をぜひ探して、もしくは公募して、その中からいい方に来ていただくように努力したいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

確かに、期限付きの専門職、これはいいと思います。でも、専門職でも広範囲にあります。国家資格のハイランククラスの医師とか弁護士、それはハイランク、また、やや高度な土木施工管理士、建築士とかあろうかと思います。高度なものはベテラン、キャリアを積んだ人が即戦力になりますね。それは確かにございます。でも、雇用の問題からいいますと、地方には仕事がないんだと、みんな一極集中、東京、向こうに行っているんだと。その中で、食いとめるには高校生の採用、専門職の採用、工業高校出を採用して、育成して、このやや高度な技術なんかありますけれども、そういう育成ですね、そういうのも行政として必要じゃないかと。

もう1点は、内部の職員からスキルアップして、国家資格チャレンジさせて、やや高度なチャレンジをさせると、そういう面は今、基山町はどうされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

基山町においては、専門職というような職はなく、全部一般職ということで採用しております。ただ、以前はそういう土木関係の業務を成長させたものをつくろうということで、工業高校に職員の受験をしていただいたという経緯もございます。ただ、なかなか専門職自体が、うちも人事異動ございますので、育てていくというのはかなり難しい面がございますけれども、今、土木職については、工務係長がほとんど事業系の職場を異動しておりますので、詳しい専門的な職員というようなことになっておりますけど、そういう後継者についても今後育成していかなければならないという認識は持っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

もう1点、任期付きの職員を採用したんだと、何らかの形で正式職員に変更できるか。3年、5年で一定期間だから不安ですもんね。5年したら次の仕事あるじゃろうかと。その辺の観点はどうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

逆に言えば、そういう心配がない人を雇うというのが答えになると思います。これは雇用対策ではありませんので、本当に専門のスキルを持った人をその一定期間、基山町で十二分に活用させていただくということです。だから、それを条件に来られる人、途中で何かそわそわし出すような感じになると、この制度の意味合いがないと思います。任期つきの他の、この制度じゃなくて、先ほどの協力隊なんかとか一部そういうところがあって、全てがそうじゃないんですけれども、やっぱり最後の3年目が非常に厳しくなるみたいな話はよくいろいろな地域を回るとありますけれども、ただ、今回の任期つき採用につきましては、基本的にそうならない方、笑って3年後、5年後に旅立っていかれる方というのを採用するという、そういう制度になります。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そのためには何年間か期間を設けて、目標、目的ですね、それと成果、はっきり組める体制をつくって、何年間の何だよと、ノルマだよと、目的意識をしっかりと、この任期つきの職員を採用するようにお願いしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと何点かお尋ねいたします。

まず、第50号議案、この12月に議案上程をされました。ということは、もう4月1日の機構改革が始まったときには、この任期付職員の方がいらっしゃるという想定なのかどうか、それをまず1点。

それと、この施行規則の第3条で、(1)から(4)まで1号給から4号給まであります。重松議員も質問されましたけど、ちょっと私の中でまだ落ちなかったところがあったので、改めてお尋ねしますけれども、現在想定されているのは、3号、4号ではなく、あくまでも1号給もしくは2号給という認識でよろしいのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回、12月議案で提案をさせていただいておるわけですが、機構改革によって、4月1日から採用したいというような考えはございますけれども、そこら辺はまた実際運用してから半年後するのか、3カ月後するのかというのは、そこら辺はちょっとまたフレキシブルに考えていきたいというふうには考えております。基本的には早く採用したいというふうには考えております。

それから、第6条関係で、こういう適用をどうやってさせていくのかということですが、これにつきましては先ほども申しましたとおり、規則の第3条で第4号に規定する内容というのを規則で定めておりますので、先ほど申しましたように、求める目標とか、第2条第1項につきましては、基山町が求める内容とか、そういうものによって1号から4号までに該当する職員を雇用するということになるかと思えます。

現実的に、今予定しておりますのは、やはり第2条第2項に規定する職員が主なうちのほうで雇用していく職員になるんじゃないかというふうには考えております。先ほど副町長も申し上げていましたシステムエンジニアとか、それから土木関係では土木施行管理士、建築士とか、そういう関係が今後採用になる可能性が高いというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっとわかりづらかったですね。その土木とか云々は抜きにして、職種のことは先ほどから副町長が、できれば広報、情報管理においてというふうな答弁をされていますので、恐らくそこでいかれるのだらうとは思いますが、まず、この1号給から4号給まで載せてありますけれども、先ほどからの答弁を聞いておくと、3号給、4号給に関しては恐らく該当はしないだらうというふうなニュアンスで私は捉えておりますので、1号給もしくは2号給のところでの採用を予定されているのでしょうかというお尋ねをしております。

それと、できるだけ公平、公正に幅広く、できれば職安等というふうな話でしたけれども、私たち基山町がどういった方、何を求めているのかというのは、果たして職安に文章として出すだけで応募される方が理解していただけるのかどうかというのは、非常に不安な面もあります。ですから、そういった面も含めて、またちょっと心当たりがある方に声かけをするとか、ヘッドハンティングを行うとか、そういったところまですると今度は公正という

ことから外れてしまいますので、非常に微妙なバランスだとは思いますが、このあたりをどのようにお考えなのか、本当に職安の文面だけで伝わるような内容で募集をかけるのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

規則にも規定しておりますように、公正、公平というのがまず採用の大前提だと思います。今、久保山議員が言われるように、確かにヘッドハンティングとか、非常に優秀な人がおるからその人というようにことも考えられるかと思いますが、その人は受験していただいて、選考の中で公平に試験をしていただいて、その中で、ひょっとしたら受ける方でもっと優秀な方がいらっしゃる可能性もあるわけですから、そこは試験を受けていただいて、公正な形で選考していくということになると認識しております。

それから、1号、2号ですかね。そうですね。この給料から申し上げて、うちは1号から4号までということで、37万円から53万1,000円まで規定しておりますので、どれに該当するというのは、確かにこの規則にある1号から4号までの中でどうやっていくかということで、今後そういう業績なり、それから基山町が求める目標なり、そういうものを勘案して決めていくということになるかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

済みません、3回目で、私もさっきからずっと聞きながら気になるのは、一般公募していくんだと、職安に。そうすると、必ずどういう職種の人及び労働条件の明示、これは必ずしなければならぬですね。そうすると、今、規則で決めるんだというのがありますけれども、一般職員と今度また任期つきですから違いますから、例えば、初任給幾らにするんだというのは、これは明示しとかなないと、受ける人も、一体、私は採用されて幾らもらうんだかもわかりませんね。今の言い方だったら全然わかりませんね。だから、こういう職種は幾ら、こういう職種は幾らというのを明示しなければならぬんじゃないですか。明示するためには、これは必ず規則の中でまずつくらなければならぬと。この規則がない中で、今、私たち議論しているものだから、なかなかわかりづらい面もあるんですね。この辺はどうなって

いますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

当然、募集のときには細かい業務内容というか、求める内容は必ず入れます。あと、どういう人が応募してくるかわからないので、国の場合はどうしているかという、ここの表現と合わせていますけれども、その人の実績に応じて給与の格付をさせていただきますという、そういうぐらいで公募を出しています。幾らという、そういう形の公募は、例えば年齢とか、これまでの経歴によって違ってきますので、そこはきちんと、多くはこの人が役場に入った場合にはここでどのくらいまでになっているかとか、そういう形で金額を決めるみたいな形になると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

私が誤解しとるかもしれませんが、ちょっと整理をするために質問しますけれども、要は2条1項に該当する高度な専門知識の、いわゆるこれが特定任期つきですね。これが先ほど総務課長が何度も言っておる弁護士や公認会計士や医者や、そういう本当の専門家ということですか。それと、2条2項に該当する専門的知識を有する一般職の特定任期付職員、これは先ほど副町長が何度も言っておる、例えば情報管理の専門家とか、そういう人は2項のほうに該当する人ですか。そういうことですね。そうすると、先ほど副町長が何度も言っておる職員の人たちは、この6条の給料表は対象じゃないですね。そういうことですね。一般職の職員の中でいろんな区分をして、例えば、情報の専門家を任期つきで雇う場合は通常の職員の中のレベルに合わせて任用するということですか。ああ、そういうことですか。はい、わかりました。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。はっきり言ってください。

○総務課長（酒井英良君）

もうおっしゃるとおりでございます。（発言する者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

だから、もう一度はつきり言ってください。酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今、後藤議員が言われるように、2条1項は弁護士とか医者とか、そういう高度な専門職になりますので、6条の高い給料をいただくということです。ですから、普通の看護師とか保健師とか、そういうものについては2条の第2項になりますので、これは一般職の初任給から計算して、こんな高い給料にはならない。職員の給与を勘案して給料が決められるということで、この表に示されているような給与にはならないということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第50号議案に対する質疑を終結します。

日程第5 第51号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5. 第51号議案 基山町地域公共交通会議設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。河野議員。

○5番（河野保久君）

2点ほど確認を入れさせていただきます。

まず、交通会議は24人以内で組織するということが規定されておりますけど、現状、何人で行われているのかと、それから所掌事務のところの(3)「交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項」というのは、僕は、いわゆるあの中でけやき台のバリアフリー化のときに小委員会をつくりましたよね。そういうものが該当するかどうか、そういう判断でよろしいのか、その2点お尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

現在の委員数は16名でございます。それで、第3条の1項でうたっております24人で、今後想定される者を9名といたしております。それに関しましては、学識経験者ということで交通専門、それから都市計画専門、それから、他の自治体ということで鳥栖市、小郡市、筑

紫野市で3名、それから基山町の観光協会ということで1名、それからあと基山町で営業が可能な団体ということで、構内タクシー、貸し切りバス、NPOということで3名、合計の9名ということで、総勢25名を最大ということで考えております。

それから、第2条第3号でその他交通会議が必要と認める中で、けやき台駅の小委員会を言われましたけれども、あれは公共交通活性化協議会の小委員会でございますので、これとは違いますので、そういう認識で進めております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それじゃ、ここでいう公共交通会議が必要と認める事項というのは、どのようなことが想定されるんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今後はコミュニティバス、その関係でやはり広域連携ですね、そういったものを深く考えていかなければならないというふうに思っておりますので、そういったところのことを基山町のみならず、基山町に隣接するそのあたりの交通会議、そういったところにも意見を求めなければならぬというようなことでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第51号議案に対する質疑を終結します。

日程第6 第53号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6. 第53号議案 基山町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第53号議案に対する質疑を終結します。

日程第7 第54号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7. 第54号議案 基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第54号議案に対する質疑を終結します。

日程第8 第55号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8. 第55号議案 基山町健康づくり推進協議会設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第55号議案に対する質疑を終結します。

日程第9 第56号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9. 第56号議案 基山町公害防止対策協議会設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

今まで言われた部分を含めて全てなんですけれども、地方自治法の第138条の4第3項の規定に基づき、どういう規定ですか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

地方自治法第138条の4は「普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。」、「普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができ

る。」、3項が「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」ということで、第138条の4については規定されております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今言われた中身で、今回、条例制定をするというふうになりましたけれども、これは後の議案にも関係していますけれども、非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の中でも出てきますけれども、じゃ、ほかにはなかったんですか。例えば、基山町にはいろんな附属機関の中で審議会、委員会されていますね。条例で制定した部分もあります。そして、規則で決めた部分もあります。今回の場合は、規則で受け入れた部分を、要綱も1点ありましたけれども、条例制定したと。じゃ、ほかにはなかったのかと。基山町、いろんな、それこそ附属機関、委員会つくっていますので、これは精査されてからの今回出た部分でしょうけれども、これについて質問いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

全員協議会の資料でも差し上げておりましたけれども、規則、要綱で定めております機関のうち、規則、要綱、それからその他ということで、条例のほかには18機関が定められておりました。そのうち、6機関が今回条例を制定、9機関は廃止、1機関は内部機関に変更、2機関については法律に根拠があるということで、そのままいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それこそ言いましたけれども、公民館長等の設置及び事務職に関する規則で、これは規則でうたっていますね。ところが、この中では教育委員会が委嘱するというふうな中身でした。今回、4月からはそれこそ機構改革で、町長が管理するに変わりますね。教育委員会が委嘱するが、町長が委嘱するですね。公民館館長そのものは。中身も大きく変わる部分があるん

ですね。これは、条例改正はしていない。これも結局、その中ではそれだけじゃなくて、報酬の支給なんかもうたっていますね。そうすると、これはしていない。今言われた部分の何点か、第138条の4第3項に基づいて5本ですか、今言われた部分したと。では、なぜこういうふうにしていない部分としている部分と混合しているのかというのがありますし、私も全部が全部全て目を通したわけじゃないんですけれども、それこそ報酬及び費用弁償等の中で、附属機関がいっぱいある中で、なぜ今回この5本だけを条例化したのかというのが、どうしても私はわからない部分があるんですね。これについて、もう一回説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

報酬条例につきましては、附属機関の委員と、それから特別職の委員が規定されております。ですから、公民館長については、特別職の委員として報酬を払う規定になっております。ですから、附属機関の委員と附属機関以外の特別職の委員がございますので、今回、報酬条例の特別職については規則で委任したいということで条例を提案しておりますけれども、この報酬条例は附属機関の委員だけを定めているというものではございませんので、普通の特別職の委員は附属機関の委員ではありませんので、定められているということです。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私もわからないから聞いているんですけれども、今回の場合は全て、例えば組織を設けて委員会設置とか、協議会設置とか、そういう中身で条例化しなければならないと。それを規定することによって、報酬支払いもきちっと条例化するんだというふうな中身ですよ。ただ、それ以外にも基山町はいろんな、それこそ先ほど言いましたように報酬支払う中では委員会とか協議会とかに支払いしているでしょう。それについては、もう全て条例化しているのかと。今回、この5本だけが――4本ですか、済みません。（発言する者あり）6本ですか。条例化していなかったと。あとは全てこれは条例化しているんですよというふうな中身で確認していいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

そういう認識でございます。報酬については、附属機関については附属機関の委員として報酬の規定で定めて報酬を支払うということになりますので、附属機関じゃない私的諮問機関とか、それからその他の内——内部では払いませんけど、それは謝礼、報償費で支払うことになりますので、これについては条例で定められた委員になります。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。河野議員。

○5番（河野保久君）

1点確認させてください。

この公害防止対策協議会自体の内容を教えてくださいたいんですが、年何回ぐらい開催されているものなのか。それから、12人以内となっているけど、今現在何人なのか、どういう方がなっておられるのか、その2点。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

現在、公害防止対策協議会におきましては、まず、行っていますのは河川の水質検査を町内10カ所、それと騒音、振動の検査につきまして、騒音を7カ所、それから振動を6カ所、それから、大気汚染に関しまして基山町内で4カ所、それと、今は行っておりませんが、筑紫野市の県境近いところの産興の周辺の水質並びに土壌検査等を行っております。今現在、13人で編成しております。会長が町長ということでございますけれども、行政機関につきましては、警察署、それから消防署、それから鳥栖の保健福祉事務所の方ですね。それから、関係団体につきましては、農業委員会の代表、それから商工会の代表、区長会代表、郵便局代表、農協の代表、ここでいえば基山の支所長がなっております。それから、一般の代表につきましては、2区の区長、それから7区の区長、それから社会福祉協議会の事務局長、それと一般代表を1人上げております。以上、13名で行っております。

また、年に1回行っておりますけど、先日、河野議員のほうから何らかの情報公開をしてくださいということだったので、今年度からホームページのほうに、今年度の会議はまだあっておりませんが、1月ごろ行いたいというふうに考えておりますが、その情報公開につきましてはホームページのほうで上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第56号議案に対する質疑を終結します。

日程第10 第58号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10. 第58号議案 基山町就学指導委員会設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。品川議員。

○10番（品川義則君）

この委員会を開催するときは、どういうふうな理由によって開催されるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

開催は、定例的に毎年開催いたしております。流れを説明するとちょっと長くなりますけれども、特別支援学級並びに特別支援学校に行く子供たちの判定でございます。知的障害学級がいいのか、情緒障害学級がいいのか、またはそういった養護学校と昔は言っていましたけれども、特別支援学校のほうがいいのか。軽い方は通級指導教室というのもありますけれども、そういった方たち、在級している、大体五、六十件ありますけれども、新規の方が20件弱ぐらいです。一応、保護者とか就学相談等で上がってきた書類をもとに、また医師の診断書をもとに定例的に大体11月ぐらいに開催をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その本人の状態ですけれども、それはどういったものによって調査されるのか、また、審査は書類だけでされるのか。それと、町内の学校として、どの程度までのこういった障害があるとか、就学の判断です、現状としてどの辺までできるのか、その辺のところをお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

法律によって、学校を指定しなくてはならないんですね。普通学校か、特別支援学校か。ですから、そういう流れの中で判定をするんですが、特に未就学児については、日ごろから幼稚園、保育園を回って関係をちゃんととって、きちんと発達にちょっと問題があるようなお子さんについては事前に把握しております。それから、保健センターで把握してある保健師さんたちをまじえて、全て未就学の時代からその状況を把握しております。

それから、法律による就学判定の前に、就学時健診のときにもきちんと診て、通常私たちが把握しておるお子さん以外に、もし判定があれば、そこできちんと保護者に説明をして医師の診断を受けてもらったりしております。

なお、判定委員会には、専門医として小児科の医師も入って、書類だけではなくて実際に関係した人たちの情報をもとに詳しく判定をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その判定のときに、学校施設の内容によって受け入れが不可能であるとか、担当の職員の配置によって不可能であったということは、今まであったのか、なかったのか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

非常に難しいところなんですけど、最終的には保護者の方の要望に沿うような形で、学校もできる限り、例えば特別支援学校適となったお子さんに対してでも、どうしても普通学校に就学したいという希望が強いときには、支援員をつけるであるとか、いろんな措置をしながら要望に寄り添うようにはしておりますが、一応、施設とか人員の配置等は特別支援学校のほうはるかにまさっておりますので、子供の発達を考えるのであればそちらのほうがいいのですがということをお勧めながらもできますが、地域の中で育てたいという希望が強い保護者の方がいらっしゃいますので、そういうときは、そういう要望になるべく沿うようにしております。ですから、こちらが強制的に行かせたということはないと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

済みません、ちょっと今の品川議員の答弁を聞いていて、未就学児の方が小学校に上がるときに検査を行うということでしょうか、それともあくまでも対象者は全児童・生徒になるということでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

新規のお子さんが未就学児でたくさん入っております。それから、新たに学校での生活の状況から、学校の中にも就学指導委員会というのがありまして、そこで、この子については少し発達障害的などころがあるんじゃないかとか、上がってきたお子さんについては関係機関に受診をさせたり相談してもらって、そして、そういうお子さんが特別支援学級に入りたいと言われた場合には、そういう判定委員会に資料が上がってきて、判定をした上での入級ということになります。

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第58号議案に対する質疑を終結します。

日程第11 第52号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 第52号議案 基山町下水道事業減債基金条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第52号議案に対する質疑を終結します。

日程第12 第57号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12. 第57号議案 基山町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

所管ですけど、ちょっと大きなことを。1つは、この下水道企業会計に移行に伴って業務の体制、職員の体制というんですか、それがどのような増減になるのか。新機構改革では、下水道係は兼務1名、係長1名の職員2名となっておりますけど、業務の負荷が相当かかってくるのではないかなと思っておりますけど、その辺、任期つきの問題も含めて、もしありましたら。

それから、一般会計との関係はこれまでどおり繰り出しと繰り入れのここだけでかかわるだけなのか。

それから最後に、現状の資産、負債の状況を、今ずっと掌握されておると思うんですが、それは移行時に、例えば我々にある程度の形として提示いただけるのか、その辺を3点。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まず1点目の職員の体制です。27年4月1日からということでございます。それは、後藤議員おっしゃいましたように、兼務の係長と下水道関係職員が2名になります。体制的には、現在の体制といいますか、現在は兼務ですね、下水道もやりながらほかの都市整備のこともやっておりますけれども、そういうことで、今度4月1日からは、2名につきましては下水道関係になるというふうに思っております。

それから、一般会計からの繰り入れでございますけれども、これにつきましては、やはり企業会計になりましても一般会計からの繰り入れはこれまでどおり繰り出しをしていただきませんと、会計が成り立っていないというふうに思っております。

それから、基金、それから債権、そういったものにつきましては、今、平成26年3月31日現在につきましては決算統計に出しておる資料のとおりでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

そうすると、この移行に伴っていろんな委託をして、専門家を入れて業務を整理してやられておりましたね。その中で、現在の職員の方で、例えば償却とか資産計上とか、そういうのを十分このスキルとして、例えば、下水道管1つふやすたんびにいろんなあれせにやいかんですね、財産計上とか、資産計上とかしなきゃいかん。そういうのも全部できるようには

なっているということですね。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今、2名の職員がかなりの研修に行っております。それで完全かといいますと、なかなか難しいものもございますし、今、この業務を受けておるそのコンサル、そういったところにも4月以降になりましてもやはり相当な協力といいますか、それを仰がなければならないというふうに思っております。

それに伴いまして、今度は全体の金額の中で3年間で2,541万円ですか、そういったかなりの金額を入れておりますし、その中で機器、そういったものも入れておりますので、その機器に関しましてはマニュアルといいますか、そういったものを習得すればかなりの業務の簡素化にはなっていくものというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第57号議案に対する質疑を終結します。

日程第13 第65号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13. 第65号議案 基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第65号議案に対する質疑を終結します。

日程第14 第60号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 第60号議案 基山町条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第60号議案に対する質疑を終結します。

日程第15 第61号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第15. 第61号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

これで、条例で規定する委員等と規則で規定する委員、それから、その特別職と。その条例に、1と2と3ですね、資料にもらったときの。その区別の根拠、条例で報酬まで規定される委員の皆さんと規則で報酬を規定される委員の皆さんとの区分がありますね。その分けた根拠は何ですか。このいろんな条例の背景と規則の背景がありますけれども、条例にわざわざ載っている方と、もともと根拠法令では附属機関の委員とその他特別職の委員と最後のほうに2つぽこんと出ておって、その区分の中の内容を規則に制定するという意味ですね。

1というか、どこを根拠にこっちは条例、こっちは規則となっておるんですかね。それがちょっとわからない。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回の基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償の条例については、提案理由の中にもありますように、100項目ぐらいありましたので、新たに委員とかが新設されれば、この別表が今後さらにどんどんふえていくということで、議員の皆さんからも改定したほうがいいんじゃないかというふうなことで意見等も上がっておりました。その中で、どういうふうに100項目を減らして、何項目にするかということで検討をいたしました。

これは、条例はここを載せて、これは載せなくていいという法律的な根拠はございませんので、内部で検討いたしまして、自治法に規定されている機関だけしか載せないのか、それから自治法、それから1番が自治法に規定されている執行機関、それから附属機関の委員、それから、2番目としましては自治法、それから法律に規定する執行機関を載せていこう、そのほかについては規則で委任をしていくのか、それとも全く今のままでいくのかということで検討いたしまして、1番の案では、本当に15項目ぐらいしかありませんので、それでは

あんまり簡略化し過ぎるんじゃないかということで、2案の地方自治法に規定する者、そして法で規定する者というふうに検討いたしましたので、今回の条例につきましては、2案の自治法に規定する者、それから法律に規定する者を別表のほうに記載をして、その他については規則のほうで委任するというようなことで検討いたしまして、今回のような条例の案になっております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

これも根拠法の地方自治法の203条の2の第4項、これらの人々は報酬及び費用弁償などその他条例で定めなければならないと。204条の2で、条例に基づかず支給することはできないと。この改正案で、附属機関の委員、その他特別職の委員ってぼんぼんと大きくりに出して、条例にはその方の報酬は載らないんですよ。それで条例で定めるということになるんですか。この最後の附属機関の委員とその他特別職の職員は、規則には載るけど、条例には報酬は載らないです。ところが、本体の地方自治法では、支給方法、報酬及び費用弁償の額及び支給方法は条例で定めなければならないと。そういうことがあるから、私、よその近隣の市町を全部調べましたけど、鳥栖市は一緒の形ですけど、ほかの小郡市とか筑紫野市とか、みやき町とか上峰町とか、従来どおり全部載っていますね。この辺、法的な問題はクリアされとるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今言われるように、鳥栖市がこういう、うちが今度出している条例の形式になっていますし、久留米市も同じような形式になっております。ですから、法的に条例でおのこの名称は定めておりませんが、この条例の中に町長が別に定める額というふうに規定しておりますので、それはクリアできるというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

何でしつこく聞きたがるかというと、この規則に定める特別職の皆さん方の月額とか年額

とか、非常に多くの固定的な報酬をもらう特別職の職員がずらっとおるんですよ。この方たちは規則なので、議会通りませんね、いろんな改廃するとき。我々は何もそれは審議の対象にならないですよ。それでよろしいんですか。特に、その都度1回とか2回、委員会でちょっと日額でもらうとかもらわないとかという委員の特別職と、町がはっきり特別職だけで非常勤の皆さんの職員ということで固定給で払っている人たちとは意味が違うと思うんですよ、同じ特別職でも。そのことがどうしても私自身は納得いかないし、それでいいのかなと、情報の公開性とかいろんな公平性とか、片や消防団の皆さんなんかずらっと消防団員まで公開されるんですよ、条例の中で。団員さんまでですよ。何かそこに公開する、いわゆる条例の中にうたう、うたわないの基準が、もうひとつ町のはっきり。

例えば、筑紫野市さんは同じような形でおって、最後に区長さん方だけぽっと載せておるんですよ。それはやっぱり庁の中の大きな位置づけの中で、特別職の中でもこういう重要な人は条例の中にうたうという形ににとるんだと思いますよ。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

筑紫野市につきましては、区長はそういう形になっているかとは思いますがけれども、基本的にどういう根拠をつけて、今度条例に別表の中で掲載していくかというふうな検討をいたして、そういう方については同じ委員のくくりの中で規則で定めようということで、今回は考えてこういう形にしておるところでございます。そして、地方自治法第222条の中では、要するに規則等の制定または改正が新たに予算を伴うことであるときは、その必要な予算上の措置が的確に講ぜられるまでは、制定し、または改定してはならないという規則がありますので、この報酬については予算で議員の皆さんに審議していただくことになりますので、そうした場合には規則の改正案等を当然予算の資料として差し上げて、そういうのを審議していただきたいというふうに考えております。

それから、新しく附属機関が設置される場合は、その附属機関の設置条例というのが必ず出ますので、その中で報酬という審議も必ずされると思いますので、その中で審議ができるというふうに考えております。確かに、規則の中で定めるようになりますので、この報酬条例としてはそうなるかもしれないですけども、先ほど私が申したように、予算措置の中で議論もできますし、設置する場合は、設置条例の中でそういう議論も当然していただくとい

うことになろうかと思しますので、今回のような、ある程度根拠をつけて条例を定めているということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

私も、実はわからないんですね。それこそ出してあります中身で、施行規則も資料として出してありますね。それこそ先ほど出ましたように区長、代理含めて、月額で多額に支給されている人も含めて、条例の中には出てこないというのは、私は大変問題があるのかなというふうに思うんですね。それこそきちっと条例でうたわなければならないというふうに思っています。特に、特別職の報酬及び費用弁償ですので、今までの部分では確かに議会の中では少し整理したほうがいいんじゃないかというふうな意見、これは出ているのは知っていますけれども、しかし、これは情報公開の一つなんですね。この条例の中できちっと出すという部分も含めて。そうすると、明らかにこれについては出したほうがいだろうと、これは規則でうたったほうがいいのかという部分をもう少し幅広く考えたほうがいいのかというふうに思いますね。

それこそ、私、いろんな部分で大事な部分で、特に町民に関する部分、町民に直接かわる部分、言いましたように、区長、区長代理も初め、かわるといえばみんなかわるんですけれども、公民館長とか副公民館長とか、こういうふうな部分、またはスポーツ推進委員とか、そういう部分については条例の中で入れることができないのかなというふうに思いますけれども、この辺の検討はもう一度するほうがいいのかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今、この資料の中で59ページに示しております委員につきましては、特別職の委員ということで、全て同じ委員といいますか、特別職の委員ということで規則で定めるようには今回いたしております。

ですので、今回は先ほど申し上げましたけれども、その中で、庁内調整会議等で検討いたしまして、3案等を検討して、今回はこのような形で報酬条例を改正するというにいたしております。ただ、後藤議員が言われるように、じゃ、この根拠は何かと言われると、な

かなか、どういう整理をしていくかということにしかありませんので、こういうふうな形になっているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

だったら、もうしないほうがましと私は思うんですね。今のままのほうがよっぽどすっきりするし、逆に言えば、町民の方はわかるんですね。じゃ、これは今のままがましなんだと、そっちのほうがよっぽど町民の方はわかると、それぞれ。そして、必ずこれは議会の議決にもかかりますし、その都度、情報公開するし、条例見ても出てくるという形ですので、だから、いや、そうじゃなくてやっぱり整理するところは整理したいと、しかし、これだけはきちっと条例でうたっておかなければならないという部分の町としての考え方が私は必要と思うんですね。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回の報酬の条例改正につきましては、ですから、この別表に載せる基準は自治法に規定するもの、それから法律に規定されているものということで、その基準に沿って今回は改正をしているということでございます。

ですから、この条例に規定しております附属機関の委員とその他の特別職の委員という区別は、これはこの条例の別表の区別は法的にそういう根拠づけをして改正をしているということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと参考までにお聞きしたいんですけども、非常に各区长、活発に頑張っていたいておるわけですけども、資料の59ページで規則で定めてあるわけですね。区長の月額、特に区长だけに限って説明していただきたいんですが、区长さんたちは、区長の月額報酬と、あと何がありますか。公民館長とか何かあるんですかね。それだけですか。区长としてあるのは。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

区長としての報酬は、ここに決めている区長報酬のみでございます。

それから、区長が個人としてもらわれているものは……

○12番（松石信男君） 続

区長ではそれですよ。しかし、区長に自動的に委託しているというか、そういう部分もあるわけでしょう。だから、自動的に区長をすれば区長手当じゃなくてほかんとも入るわけですね、と私は思うんです。そこの辺をちょっと説明してください。区長は自動的に何と何と何を兼務していただいておりますので、月額幾らになりますと。

○議長（鳥飼勝美君）

これ、特別職なんかのその内容とかをあれじゃないけんですね、今……（「参考までにいただければ。それは後でいいです」と呼ぶ者あり）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

報酬自体は、これしかないのと、広報の委託とか、そういうのは1戸当たり何十円とかという規定で、それは一律ではございませんので、区ごとで違う金額が区長に支払われるということになります。それは一緒ではありません。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私も、ちょっとこれは所管とは違いますので、とりあえずお伝えをしておきます。私も、これ庁舎内会議で整理した結果、こうなったというふうな答弁をいただきましたけれども、そのときに情報公開から遠ざかるんじゃないかという意見はなかったんでしょうか、確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

そのことについては、情報公開等、遠ざかるという話はございませんでした。ただ、例規

集にも条例として載りますし、それから、規則としてもホームページ、それから例規集には、規則に委任されたとしても、それは全部公開されますので、今の、例えば議案とかには通りませんけれども、住民の皆様公開する内容としては変わらないというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございますので、第61号議案に対する質疑を終結します。

日程第16 第62号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第16. 第62号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

一般質問をしませんでしたので、ちょっと審議のほうに全力を集中しておりますので。

第62号と第63号までちょっと関連しますけど、まず、資料65ページにある報酬審議会の答申ですね、この議員、町長、教育長の期末手当云々で答申となっておりますけれども、報酬、給与については諮問はなかったのか。それから、この答申でどのような議論があったのか。それと、印鑑を押されていない方が1人おられますけど、これは消えとんですかね。（発言する者あり）消えている。反対の1人おったんかなと思って。どのような議論があったのか、ちょっと教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回につきましては、諮問の内容については期末手当の諮問のみをいたしております。報酬については下がるわけですが、今回、期末手当だけにした理由につきましては、平成19年度に三役につきましては5%から7%の減額をされておりましたので、今回については期末手当のみの諮問といたしております。ただ、審議の中では、報酬についての議論もされました。今回については、意見の中には下げるべきではないかというような意見も出まし

たけれども、結論的には、今回は期末手当の支給月数の変更を了承していただいたというようなことでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

国の改定では、一般職が26年は0.7%の昇給と0.15月の一時金のプラス、ただし、27年から3年間の猶予つきでありますけれども、2%減額になるわけですね、特に佐賀県は。大きい人は、これは4%、ざっと計算すると1万5,000円とか2万円近く下がる人がおられますね。要は、職員の場合、今年度は期末手当も昇給するけど、来年以降、大きな減額要素をはらんだ改定になっておるわけですね。だから、特に中高年の皆さんは相当な減額になるということに。我々議員と町長、副町長は、今回は0.7%上げませんけれども、27年度以降の報酬をどうするかということについては全くなしにして、今回、期末手当だけは上げると。27年度以降、職員の皆さんとの関係、例えば国でいえば、大臣とか、総理大臣以下も27年度からマイナス2.0%というのは統一にされていますね。国家公務員の指定職は。今回、地方のそっちのほうには全然触れずに、0.15月の期末手当だけ上げると。これって答申の仕方もそうですけど、我々も含めて、トップ、職員の皆さんとの関係において非常に不公平な改定になっていませんか。これで職員の皆さんは、何か偉い人ほど都合がいい話やなとなりませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

確かに、そういうことも言えるわけですがけれども、先ほど申しましたように、今回につきましては、審議の中では今度2%という審議も出ましたけれども、19年度に5%から7%へ引き下げが行われておりますので、今回については期末手当の改正を諮問して了承をいただいたということでございます。確かに国家公務員の内閣総理大臣、それから秘書官等については2%下げられてはおりますけれども、うちのほうでは平成19年度の行政改革時に既に水準以上に下げられたという経緯がございましたので、今回こういうような形にいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

町長、副町長は、この職員の場合の27年からのマイナス2.0%というのは、3年間の猶予がついていますね。だから、正式には31年からの適用になるのかな。特別職ですから、そのときになって落とすか落とさんか考えたらいいという発想はわかりますよ。だから、それはわからんこともないんだけど、特に我々議員の場合は、議員の場合も同じことが言えるかもしれんですけど、我々議員の場合は、25年の皆さん方が震災対応で7%ほどですか、9カ月ですか、報酬カットしたと。そのとき、我々議員以下特別職は対象外やったんですよ。そいばってん、今回は、例えば議員の0.15月は御遠慮していただいたらどうですかという話はなかったんですか。意味はわかりますか。（「わかります」と呼ぶ者あり）私らから言うと、そういう、この議員のほうから出したほうがよかったのかもしれませんが、何かそこが非常に、同じような一般職の職員の皆さんとの感情論も含めて、上がる時だけ特別職は上がるとという形になりはしませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

そうですね、そういう考え方も確かにあるわけですがけれども、実際、先ほど申した19年には行政改革で5%、7%下げまして、去年も7.4%、実質的には下げておりますので、今回、議案としては第62号議案、第63号議案ということで、議員の給与、それから町長、副町長等の給与については一緒に審議していただいて、議案を提出しておりますので、今回につきましては同じような形でさせていただいたということでございます。確かに、後藤議員が言われるような、そういう思いもあるかとは思いますがけれども、今回はこういうふうさせていただいたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第62号議案に対する質疑を終結します。

日程第17 第63号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第17. 第63号議案 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第63号議案に対する質疑を終結します。

日程第18 第64号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第18. 第64号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

それこそ今回の職員給与に関する条例の一部改正については、大変わかりづらい面があるんですね。人事院勧告の答申に基づいて、それこそ26年4月にさかのぼって2%を改定するというのと、今度は27年4月からになりますね。下げ幅が若干違いますけれども、大体3%になりますか、改定率が。それが、それこそ人事院勧告に基づいて27年4月からの部分も今回一緒に出されていますね。

私は、それは3月議会で出るのかなと実は思っていたんですけども、27年4月からの分については。しかし、今回は一緒ですから、両方一緒に出ているんだろうというふうに思いますけれども、全員協議会の中でも少し伺いましたが、国の人事院勧告と県の人事委員会勧告の両方答申が出る中で、その捉え方が若干違うと。じゃ、基山町はどちらのほうを採用したんですかというふうに質問したところ、国の人事院勧告を基準に改定しましたというふうな話でした。どこがどう違うのかというのを私もずっと見ていて思ったんですけども、1つは、それこそ改定幅が違うというのもありますし、例えば、激変緩和措置も多分違いますね。それと、定期昇給、4号俸定期昇給と、県のほうは3号俸ですか、何かいろいろ違うと思いますけれども、ここをもう一回説明をお願いいたします。

それから、県の10市10町の中では国の人事院勧告を採用したところもあれば、県の人事委員会の勧告を採用したところもあるというふうになっております。基山町は過去もずっと国の人事院勧告を採用されたらと思いますけれども、ここについて説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

まず、なぜ国の人事院勧告を使っているのかといいますと、まず、基山町においては今まで人事院勧告を準拠してきたというのがございますので、今回についても国のほうの人事院勧告を準拠してまいりたいということでございます。

佐賀県におきましても、国を準拠するもの、それから県を準拠するものがございます。この間の重松議員の質問にもありましたけれども、大体、佐賀県内では市がほとんど国の人事院勧告を準拠しておりますし、町のほうは県のほうを準拠しているということで、半々ぐらいになっているのかなというふうに思います。

今回、27年4月1日からの分も上程しておりますけれども、これにつきましては、職員の皆さんの理解も一定得られたということで上程をいたしております。

国と県との違いですけれども、まず、平成27年4月1日からの給料表、総合的見直しにかかわるものの給料表が、国が2%、県が大体1.4%ぐらいで、県のほうが下げ幅が短くなっております。それから、50歳以上の6級の減額というのもありますけれども、これについて、率も違いますけれども、廃止の規定が若干違っております。それから、現給保障ですね、26年度に比べまして27年度が安くなりますけれども、この現給保障の期間が、県は2年で、国は3年というふうな形で期間が違うようになっております。それから、通勤手当が国は勧告されておりますけれども、県はもう既に県のほうが高いということで勧告は行っておりません。それから、昇給抑制ということで、地域手当見直しの原資とするため、国は4%から3%ということで、さっき重松議員が言われましたように、県は行っておりませんが、国のほうは1号抑制を行っております。違いについては、以上となっております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そういう中で、改定する中でそれこそ平均2%下げるというふうになってはいますが、若年者にはやっぱりどうしても低いというのがあって、下げ幅も含めて、また改定幅もふやして、逆に言えば、45歳ぐらいからですか、下げ幅が大きくなりますね。その平均が2%と。そうすると、県のほうと基山町の給与改定のやり方で違うのは、初任給の金額の設定、多分基山町の場合は1級の21号ぐらいですか、そこから出発しますね。県もそこから多分出発す

るんですね、これは一緒ですから。そうすると、私もちょっと詳しく資料を持ってきていませんけれども、県の人事委員会の勧告に基づいてやるとした部分と、基山町みたいに国からした部分と、この初任給を比べれば、1万円ぐらいやっぱり違うんですね。それぐらいの幅ができるんですね。後で見てもらえれば結構ですけれども。

そうすると、それこそ今から基山町も優秀な人を採用といった場合に、ちょっとほかのところとは差が開き過ぎるのではないのかなという心配等もしますけれども、この辺の関係がひとつどうなのかなというふうに思っています。

それから、例えば、この国と県の違いを見るときに、少し説明では16府県ですか、何か地方のほうと……（「12」と呼ぶ者あり）12ですか。比べてみましたね。福岡県は多分入っていないんですね。しかし、今、基山町の生活圏は福岡県なんですね。だから、佐賀県の中でも東部のほうは確かにラスパイレスが高いとか、いろんな意見が出ましたけれども、どうしても生活圏そのものが福岡県のほうになっているといった場合、本当に県のそういうふうな地方圏の発想だけで今回見るのが正解なのかという問題等も私はあると思いますけれども、こういうのも含まれて、この初任給の関係も踏まえてですけれども、今回の改定のやり方、不備な面があるのではないのかなと思いますけれども、こういうところの見方はされませんでしたか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

初任給は給料表が違いますので、国を準拠する場合、県に準拠する場合、確かに違います。これは月3,000円ぐらい違うと思います。しかし、今後、じゃ来年、再来年、佐賀県の人事委員会勧告がどうなるかというのは不確定でございますので、来年、国に合わせることもひょっとしたらあるかもしれませんし、この先、どうなるかというのは不確実ですので、わからない状況でございます。基山町は今まで人事院勧告を使っているのです、国の人勧を準拠したということでございます。

それから、確かに、基山は福岡に近いわけですので、生活圏は福岡にあるかとは思いますが、実質的に佐賀県内で基山町の給料はどうかといいますと、その比較となるところは国が示しておりますラスパイレス指数ということになりますけれども、基山のラスパイレス指数につきましては、去年も佐賀県では1番でございます。ことしも県の試算では、

また1番になって、2年連続、佐賀県では1番ということで、まだことしは試算ですけども、そういうことで、ラスパイレスが全てかという、なかなか難しい面もございますけれども、ある程度の指数としてはそういう状況ですので、まだ国のほうが安くはなっておりますけれども、安くするために使うということじゃありませんけれども、やはり今まで国を準拠してきたということで、今回についても国を準拠して行っていきたいということで、今回上程いたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

説明を聞いて、わかりませんので、ちょっと具体的に教えてくださいか。

第64号議案の一部改正で、先ほど国の人勧に沿って来年度2%引き下げと、それに沿ってやりましたということなんですが、実際、職員の給料は現状より下がるんですか、上がるんですか、どっちなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

実際、給料表自体は2%下がります。ですから、若い人はほとんど下がらないんですけども、中堅が2%で、50歳以上は4%ぐらい下がることになります。ただ、実質的に緩和策として26年の現在の給料を保障しましょうということで、3年間は保障しますという勧告が出ていますので、3年間は26年度と変わらない給料がもらえる。その差額は支給しますよという勧告ですので、今回についてもそういう規定にいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

だから、来年4月から下がらないわけですね。（発言する者あり）いや、下がらないわけですね。国の人勧2%ということで、2%下がらないわけですね、保障するというで。それで、ちょっとお尋ねしたいんですが、具体的に資料の99ページ、そこに具体的な表が載っております。これで、ちょっと私も間違った質問をするかもしれませんが、その辺はよろしく願います。これを見て、職員1人当たりの月給とボーナスの合計で平均年間

給与は、今回のこの条例案改正で幾ら引き上げになるのか。1人平均ですよ。それは7万2,000円ぐらいかなというふうに私の計算ではしたんですが、職員1人当たり、年間ボーナスと月給と合わせたら7万2,000円の引き上げになるというふうに見たんですが、お答えください。——済みません、3回しか質問できませんので。

それで、あとお願いしたいのは、この職員の給与の位置づけ、地方公務員法第24条ではどういう位置づけになっているのでしょうか。それが2つ。

3つ目に、この間、先ほど言われた行革とか震災とかいろいろあって、特に高年齢層の減給とか昇給停止、町職員の給与は下がっているわけですが、この下がる前、減少になる前と平成25年度——ことは少し上がるわけですから、26年度上がるので、平成25年度と比較した場合、どのくらい下がっているのか。だから、一番下がる前は、ちょっと私もはっきり調べていませんけど、平成10年か11年ぐらいが下がる前だったんじゃないかなという感じがちょっとしているんですけど、平成11年か12年ごろ下がったと。だから、下がる前の職員1人当たりの平均給与、年間給与ですね、それと25年度の同じく——26年度じゃないですよ、今、25年度。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員、ちょっと細かい数字を言われているので、事前に言ってあるか何か。

○12番（松石信男君）続

言っています。年間給与とした場合、現在は幾ら下がっているのか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

まず、地方公務員法の24条で、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準というのが規定されております。その中で、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないというふうに規定されています。ですから、県は人事委員会を持っていますので、その中で調査をして勧告をしております。国においても、同じように国の調査をして勧告をしているような状況でございます。ですから、基山町も、人事委員会を持ちませんので、国の人事院勧告をもとに給料の決定をしているところでございます。

それから、引き上げ額ですけれども、これは99ページにございますけれども、まず、月例

給につきましては、職員の改定前総額、改定後総額、それから差額ありますけれども、この差額が人事院勧告の0.3%引き上げですので、基本的には20万円もらっている人は、月は0.3%上がるということでございます。それから、期末（勤勉）手当につきましては0.15月上がりますので、計算はしておりませんが、0.15月上がるということですので、期末手当については何万円かということになるかと思えます。

それから、今までの一番高いときと25年度はどうかということですが、ちょっと25年度はまだ今計算中ではっきり出ておりませんが、24年度と比較しますと、11年からの資料がございましたけれども、一番高かったのはやはり12年でございます。この12年から後の14年からは、かなりデフレも進行したということでございましょうけれども、人事院勧告のマイナス勧告が14年、15年、17年、19年、21年、22年、23年と、月例給与のマイナス勧告が出ております。これを比較しますと、12年と24年を比較しますと、給与の平均額で計算をしますと、大体13万円ぐらい年間落ちているというようなことでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今言われたように、職員の給与は生計費なんだと、暮らしていくために支給していると。暮らしていくためですよ。それが、今言われたように、今度若干少しは上がるけれども、26年度から少しは。しかし、13万円も落ちていると。月給ということは、月額1万円ちょっとぐらい落ちているわけですね。こういう状態なんですよ。私は、一貫して反対してきたんですけど、ずっと人勧で下げてきたということに反対して、これは消費を落ち込ませるということによって言ってきました。そして、公務員の給与というのが民間の参考になるんだと、だから公務員を下げたら民間が下がると。民間が下がっているから人勧でまた下げると、こういうことを繰り返してはいかんということによって言ってきたところですが、その辺、ひとつ確認したかったということでございます。

もとどおりには戻っていないということです。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第64号議案に対する質疑を終結します。

ここで2時45分まで休憩します。

～午後2時38分 休憩～

～午後2時45分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第19 第66号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第19. 第66号議案 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第66号議案に対する質疑を終結します。

日程第20 第67号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第20. 第67号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第67号議案に対する質疑を終結します。

日程第21 第68号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第21. 第68号議案 基山町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第68号議案に対する質疑を終結します。

日程第22 第69号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第22. 第69号議案 基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第69号議案に対する質疑を終結します。

日程第23 第71号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第23. 第71号議案 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

○12番（松石信男君）

1年間ぐらい町民の意見も聞いてということではありましようけれども、水準も算定基準もきちっと示してと、パブリックコメントも受けましたということでございましようけれども、そこでちょっとお尋ねをしたいと思うんですけど、これ町民会館関係ですね、町民会館、まあ次の体育施設かな——ですが、資料をいただいています。その資料で見たわけですが、今度、今までは3時間とか4時間を基準にして使用料をいただいていたわけですが、これを時間単位というふうに切り換えた。1.5倍以内というふうにちょっと私は理解しています。間違っておれば訂正をお願いしたいんですが、それで、資料で1ページの——資料といえますか、全協でもらった資料なんですけどね、このほうがわかりやすかった——あつ、いいです、もうわかってあるだろうから。各部屋たくさんあります。大ホールもありますし、会議室、小会議室、和室いろいろあります。ありますが、その使用料が上がる部屋といえますか、これが幾つで、下がる部屋もあるわけですね、これが幾つということでお答えください。説明してください。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

資料の118ページをお願いいたします。

ここに町民会館使用料の算定ということで出しております。上のほうが使用料で、下のほうが冷暖房使用料なんですけれども、一応3時間とか4時間単位を1時間単位に変えましたので、金額的には全てここに書いておりますけれども、大ホールとか会議室とか、そういう

のが上がるほうで、小会議室、和室、茶室等は50円、50円ということで据え置きですね。下がる分はこの中ではありません。

それから、冷暖房使用料につきましては、大ホールと会議室、実習室、視聴覚室、小ホールと会議室2が上がりまして、ホワイエの部分が若干下がるということで、あと小会議室、和室、茶室、リハーサル室については据え置きということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今説明がありました。ちょっと私、このあくまで表を見てなんですけど、調べたところ、使用料が上がる部屋といいますか、大ホールの場合は入場料を取る取らんとかいろいろありますが、そういうのも含めて使用料が上がる部屋が10室と。それから据え置きというのが5室というふうに私の計算ではなっています。いや、別にそれを確認する必要はないんですが、基本的にはそうなっていると、数えてみればそうだろうと。私が今ちょっと勘違いしておったのは、下がると思いつたけど据え置きということですね。

それで、確かに基山町の町民会館使用料、安いという声あります。特に町外の方からは。それはあるわけですが、このことによって、それは先のことだからわからないと言えそれまでなんですけど、利用者が下がると、減るということが見込まれるんじゃないですか、その辺はどのように考えられていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

実際の利用者がどういうふうなことになるかというのはちょっと推計も難しい要因がございますので、ちょっとわかりませんが、現在の金額からいたしますと、普通一番多い部屋につきましては、この和室とかリハーサル室とか実習室とか、上がっても50円ぐらいです。なので、そんなに利用者が減るといふようなことはないかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そんなにということとは若干減るといふことではしょうけれども、もう1つなんですけど、この

いわゆる使用料収入がこのことによってふえるということになると思いますけれども、これは指定管理料についてですけれども、この指定管理料はどのようになりますか。減るんですか、ふえるんですか。これはたしか債務負担行為をやっていますかね。だから変更はないのかなというふうに思うけれども、いや、使用料が入りますので、その分は指定管理料を減らしますということになるのか、いや、その使用料がふえた分については管理者側のもうけでございませぬということなのか、別にあるのか、それを説明してください。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

契約の中で、特別な事由が発生したときにはお互い誠意を持って協議をするということになっていきますので、この値段を上げたことによって大幅に利用者が減って、当初見込まれた利用料収入が大きく変わったということであれば、当然にその分は変更になるかと思えます。また、燃料費とか消費税とか、今開始時期が変わろうかといたしてありますので、その辺を含めたところで最終的な契約の見直しということになるかと思えます。（発言する者あり）ふえた場合も当然お互いに協議するということですので、それは対象になると思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませぬか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと1点だけお尋ねいたします。

今現在、大ホールの使用利用率ですね、これのパーセンテージってわかれば、大まかで構いません。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

大ホールの使用率は、ちょっと数字的には把握しておりませぬけれども、ほかの部屋に比べたら極端に少ないです。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

恐らくそうだと思います。今の答弁を受けて質問いたしますけれども、今回、指定管理者が変わりました。そこで、恐らく指定管理者においては、自主運営企画というのをもっと促してほしいというのが教育委員会からの要望だったと思います。

ただ、今回の使用料改定において、実際に入場料徴収の金額、それと町外の利用の金額ですね。この金額、全体的な利用料というのは低いんですけども、指定管理者が実際に自主運営をしていく上で最も重視しなければいけないのがこの大ホールだと思うんですよ。ましてや、基山町の場合は教育委員会主催事業として約500万円近い金額でやっているわけですけども、逆に、それを自主運営企画としてやってほしいぐらいの指定管理だと思っています。しかしながら、この金額のままでいけば、なかなか興行収入というのは、よその興業者から見ると非常に高い金額になってくると思います。であれば、鳥栖とかやっぱり久留米を使ったほうがうんと安く上がります。キャパも余計とれます。そのあたりをどのように考慮されて、この金額を最終的に決められたのか、ここをお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

議員おっしゃいますとおり、町民会館は800席ということで、そもそもそのキャパにおいて非常に収益が上がりにくい。また使用料が上がったことによるその分のデメリットがあるということもございますけれども、今回は基山町の使用料、手数料の見直し方針というものに沿ってしておりますので、これはその指針どおりの計算の数値でございます、ある程度政策的な金額というのは加味いたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと今の答弁を聞きますと、私も首をひねらざるを得ないところがあります。つまり、西鉄BM、西日本企画サービスにおいては、恐らくこの800席というのは非常に興業をしやすい席数だというふうに言われてあります。特に、バレエであるとか演奏会であるとか、ほかのキャパよりもちょっと狭いところであるけれども、見る側にとっては非常に見やすいと、非常に直接感動を受けやすいキャパである。しかし、なぜじゃ、興業ができないのかというのは言われたように、まさしく政策的な金額が加味されていないんですよ。ここでどんな価

値を生みたいのかという根本的なものが抜け落ちています。あくまでも机上の計算でしかここに上がってきていません。これをこれからどんな協議をしてどういう数字に落とし込ませていくのかというのがまさしく問われていると思いますけれども、まだまだじゃ、ここから先、政策的な意味合いを込めてでも協議をして価格を改定していくという認識でよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

あくまでこの基本方針というのは、議会の承認も得てしておる金額ですので、政策的な意味合いにつきましては、ほかの減免とかそういった形でのやり方のほうがいいんじゃないかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今回、幾つかの施設で使用料を見直していますけれども、この基本理念といいますのは、受益者負担というのが基本になって見直し方針をしているものですので、確かに料金が上がりますと利用しやすくなって、一時的には下がることもあるかもしれませんが、また利用というのは、そのほかの工夫によってまた盛り返していただくように、それぞれの施設で努力をしていただくものというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。品川議員。（「ちょっと補足を」と呼ぶ者あり）原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

議案書の75ページをお願いいたします。

基本方針に沿ってしている部分につきましては、入場料を徴収しない場合ということで、基本的に2,840円の分が基礎額といたしておりますので、この1,000円未満の入場料、また1,000円以上の入場料につきましては、ある程度加味した形で検討したいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その加味の部分はどういうふうになるわけですか、利用者がふえるように加味をするのか、それとも基本方針に沿っての加味なのか。大ホールが非常に利用率が少ないということは、ただの箱物をつくったということですよね。それで、今さっきの答弁だと、受益者負担だから、利用者がこれから頑張っていただければって、頑張ろうという基礎的なものを取り外したまま空中に浮いて頑張れと言われていたような感じがどうしてもすると思うんですけども、やっぱり利用者をふやして利用率を上げていく、それで回転して賄っていくというほうに政策的に考えていかないと、一律で物事をするなら、何も審議する必要ないし、もっと従前に考えていかなきゃいけないんですけれども、減免措置というのなかなか広げられないですよ。興業主に減免措置ができるかという、なかなかその基準も難しいですよ。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

確かに、利用者が多くなる方向ももちろん持っておりますので、なるべく利用していただいて、そういう文化の向上とともに入場料もちゃんと入って稼働率も上がるというような方向で、この倍率も含めて検討したいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第71号議案に対する質疑を終結します。

日程第24 第72号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第24. 第72号議案 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）

それこそ71号にしても、72号にしても、第3条で教育委員会を町長に改めるというのが、これが基本的なものの中にも実はあるんですけれども、それこそ体育施設を指定管理者としております。体育施設というと、例えば、小・中学校の体育館、グラウンドも体育施設と言

えば体育施設ですね。今回の場合は、この辺分けて当然なりますし、そういうふうなことだろうと思いますけれども、例えば、指定管理者が今管理している部分では、体育施設という部分では小学校、中学校の、特に小・中学校の体育館の鍵の管理も含めてこれはされていると思いますけれども、この辺、体育施設で教育委員会等でもする部分と、それこそこれは町のほうでもらうという部分の線引き、これはどのようにになっているのか説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

小学校と中学校の屋内運動場につきましては、指定管理の管理範囲には入っておりません。あくまで鍵の貸し借り等につきましては、委託料という形で指定管理者に、その鍵の貸し借りを任せたい方が非常に効率的でいいということで、委託料としてお願いしているわけでございます。施設の管理といたしましては、各小・中学校が管理をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第72号議案に対する質疑を終結します。

日程第25 第73号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第25. 第73号議案 基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

小学校、中学校の運動場も含めて使用させている場合に、私は福岡市あたりの取り組みを何度か見に行ったことがあるんですけども、校内の管理、正式名称はちょっと忘れちゃったんですけども、それこそ学校の教育の一環として、放課後のグラウンドを自由に使ってくださいというふうなやり方をしているんですね。そして、そこに必ず管理者をつけているんですね。基山町小学校にしても、中学校にしても、今回のこれはそうですけれども、逆に使用料を取っているいろんなスポーツクラブを中心に運動場の使用をさせていると思いますけれども、こ

れはこの運動場だからあれかな、体育館ですか。（発言する者あり）ああ、ちょっと私勘違いしているのかな。（「これは屋内」と呼ぶ者あり）これは屋内ですから体育館ですね。あつ、済みません、じゃ、今のは取り消します。もういいです。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと確認だけ、済みません、お願いします。

いただいた資料を見てみますと、基準単位が不明ですけれども、下がっていると、小・中学校体育館ですね、下がっていると。160円ぐらいかな、というふうに見ていますが、そうですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

屋内運動場につきましては体育館ですけれども、基本方針に沿いまして、取得費並びに物件費、人件費がこの場合ありませんけれども、管理委託料ですね、それで計算しましたらこの数値が出ましたので、そのままの数値でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第73号議案に対する質疑を終結します。

日程第26 第70号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第26. 第70号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。神前議員。

○1番（神前輔行君）

済みません、1点だけ確認をさせてください。資料の109ページ、改正後40万4,000円を支給するということなんですけど、最後の文面に、これに3万円を上限として加算するというふうになっています。これは1万6,000円の加算が上限じゃなく3万円の間違いないんです

かね。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

補足説明のときも申し上げましたけれども、条例でいう、この加算額の3万円については変更いたしておりません。それで、次ページの基山町国民健康保険規則の一部を改正する規則の写しを資料としてお出ししておりますけれども、こちらのほうで、この3万円を1万6,000円に改めるとしておりまして、規則のほうでこの1万6,000円については変更いたしておるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第70号議案に対する質疑を終結します。

日程第27 第74号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第27. 第74号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第74号議案に対する質疑を終結します。

日程第28 第75号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第28. 第75号議案 基山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件については、大串教育長が議場に在席ですので、大串教育長の退席を求めます。

〔大串教育長 退席〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、本案に対する質疑を行います。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

非常に重要な人事案件でありますのでお伺いします。

この大串氏のこれまでの4年間の教育長としての実績をどのように評価しておるか。それから、これから4年間、町として何を求めていくのかということについて、町長のお考えをお伺いしたいということと、先ほど教育委員長も話されておりましたけれども、新教育長制度への移行は、このままいくと3年9カ月基山はないという形になってしまいますけれども、そういう考えなのかお伺いします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

大串教育長のこれまでの実績ということでございますけれども、皆さん方どうお受け取りになっておるかは別にしましても、私としましては、本当に堅実にといいますか、むしろ堅実にしっかりした教育信念を持って取り組んでいただいておりますというふうに思っております。

学校内部の本当の教育というふうなことは私どももちょっとわからない部分もございまして、けれども、「心つないで」ですか、創作劇、ああいうことに対しましても、本当に新しくしっかりとやっていただいておりますというようなことで評価をさせていただいておりますとでございます。

それから、今後でございますけれども、今後また教育行政いろいろと変わってまいらと思います。しっかり残すといえますか、守る部分は守る部分で必要だと思いますけれども、これからはやっぱり新しい制度、次に新制度をどうかというようなこともお尋ねでございますけれども、その辺も含めまして、やはり教育長とそれから行政、これはやっぱりしっかりと連携しながら、これからの子供たちの教育に当たっていかなきゃいかんというふうに思っております。

教育長にどうこうというよりも、むしろ行政のほうがもっとある程度関与する部分は関与して、そして、その責任はちゃんとこちらも果たしていくというような、そういうことがこれからの教育長と行政の新しい新制度における関係だろうというふうに私は思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと確認だけさせていただきます。今町長の答弁の中で、学校現場のほうではどう捉えら

れているかというふうに言われましたけれども、任命権者として、例えば、学校長を初め、学校教員の皆さん、また教育委員会の皆さん、こちらのほうにヒアリングをされたという実態はないということでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

学校現場ということ、いわゆる教職員の現場、そこいろいろということはありません。そして、ヒアリングしたりというようなこともあっておりません。むしろ私が申し上げるのは、いわゆる教育委員会と行政というような、そこはしっかり連携をというようなつもりで先ほどは言ったつもりでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

町長にちょっと確認させてください。町長はきのうだったですかね、いや、きょうだったですか、ちょっと忘れまして。いわゆる教育委員会は独立機関としてやっておるわけですが、そして教育に責任持っているということなんですけれども、それが非常に今回変わることで、悪く言えば行政が介入できると、悪く言えばですよ。だからさっき、町長が言われたとおりに、行政と教育は、やっぱり行政は教育に立ち入るべきじゃないと。私なんかは一般質問なんかをやるわけなんですけれども、教育の内容には一切触れません。環境整備なんですよ。だから、小・中学校のエアコンをすることによって云々ということを行っているわけなんですけれども、中身まではタッチしていません。だから、やはり教育環境をいかによくして、そして、そのことが結果的に学力の向上とか、いろんな意味でつながるということだろうと思うんですが、その考え方は変わりませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私もそう思っておりますし、変わりません。やはり教育の内容いろいろについては、やはりちゃんとした対応をしていかなきゃいかんと、介入するべきじゃないというふうに思っております。ただ、これまで以上にといいますか、それはといいますのは、施設なり環境なり、

あるいはまたいじめ問題なり、それから給食なりと、いろいろそういうことについて連携をとりながらやっばり、今までもそれはやってきたつもりではございますけれども、どうも、それは申し上げるのもなんですけれども、教育学習課長と教育長と我々とという、そういうところは割といろいろな話し合いもやってきておりますけれども、これは私どもの怠慢かもわかりませんが、教育委員さんとの対話というのが実はあんまりなかったなど、今は私どもも反省しておると、その辺もやっばりしっかりやっていかなきゃいかんというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

いや、ちょっと少し確認ですけど、2番目に言った新教育長制度への移行ということについては今後検討するということですか。とりあえず3年9カ月はもうありませんということなんですか、それはどちらですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私、今の気持ちとしましては、あと3年9カ月は今までの体制でやるという思いでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。大山議員。

○8番（大山勝代君）

4年前の論議の中で、地元の方をというのが随分出たと思うんですよ。そのことについての検討を今回についてされたのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

地元の方をというのは、多分議会のほうから大分お出しになったかなと。私どもは余りそれにこだわらないと。いわゆる大串教育長は、基山町でも随分前に教員をなさっておられたし、鳥栖の事情もお詳しいし、そういうことで、お住まいがどうこうだけじゃなくて、そう

いう意味で本当に地元精通した、密着した考えを持ってあるというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

それで、現在の地元の方というのは今回は検討されなかったのですかということと、それと一般質問で何回か私はしましたけれども、予算獲得という面でもう少し頑張ってもらいたなというのを私の気持ちは強くあるのですが、その辺のやりとりみたいなものはここでは出ませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私の思いは地元というか、それに余りこだわっていないといいますか、大串教育長、地元意識というか、そういうのは十分お持ちでございますから、今回、それじゃ、地元でどなたかというような検討は私もいたしておりません。

それから、予算についてですけれども、当然予算についてはいろいろ、それは教育学習課から、あるいは教育長からいろんな要望も上がってまいりますけれども、それにつきましては、やはりできる部分はできる。できない部分はないというようなことで、今までやりとりをしてきております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第75号議案に対する質疑を終結します。

ここで大串教育長の入場を求めます。

〔大串教育長 入場〕

日程第29 第76号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第29. 第76号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度基山町一般会

計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の85ページ、86ページをお開きください。

まず、86ページ、第4号の補正予算です。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、第1表 歳入歳出予算補正、87ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、歳出、88ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第76号議案に対する質疑を終結します。

ここで3時40分まで休憩します。

～午後3時23分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

日程第30 第77号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第30. 第77号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の89ページをお開きください。

質疑ございませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

1点だけ確認をさせてください。以前、答弁で町長のほうは、基山町は、財政的には恐らく50億円ぐらいが町の財政的には適当ではないかということでした。今回、12月の補正、要するに3月補正を残したまま63億2,500万円という数字になっています。これについて、町長、また財政課長の見解をお示しくください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに、何年か前に基山町として適正な財政規模をやっぱり考えていかなきゃいかんと、それじゃ、それはどのくらいを考えるかというようなことをお尋ねになったと思います。そのときに、願わくば50億円ぐらい、収支を考えたらそのくらいのところが基山町の規模かなというようなことは申し上げました。その後、小学校建設前だったでしょうか、それはどうだったかな——その辺もいろいろもございましたし、それからまちづくり交付金、ああいう特別な国からのいろいろな仕掛けもございましたし、そういうことで、ことしも図書館建設に関連いたしまして、60億円を越しておるといような状況でございます。余りこういうことを続けて、収支が合えばまだしも、これからやっぱりある程度緊縮というような考え方もやっていかなきゃいかんかなというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今年度事業で一番大きいのは図書館事業がありますので、それをのければ50億円ぎりぎりにおさまるんじゃないかというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。90ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございます。ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、91ページ、92ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

93ページ、債務負担行為。松石議員。

○12番（松石信男君）

わかったようでわかりませんので、債務負担行為を追加するというので、金額的にはそんな多い額じゃないものもありますし、大きなものもありますが、再度、何のためにするのかということをもう一回説明してください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

債務負担行為と言いますのは、大体一般的なことを言いますと、次年度以降に支出が見込まれるものを年度に先立って、未来にわたっての財政負担を約束するものです。

具体的にこの93ページの分を説明させていただきますと、公共施設総合管理計画策定事業ですけれども、これにつきましては、極力平成27年で策定をしたいということで従来申し上げてきましたけれども、その考えは変わりませんが、事業開始等の事情によりまして、平成28年までにわたる可能性もありますので、一応、平成27年度から平成28年度までということで900万円の限度額で債務負担をお願いいたしております。

その次の、機具等借上料にしましては、電話代ですね。電話の更新の費用でございます。この195万6,000円と言いますのは、平成27年度に生じます機器の借上料を計上いたしております。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、これもきのうの一般質問のところでも少しお答えをしておりますけれども、来年度から特産品の贈呈を考えた寄附金制度の運用を考えておりますので、3万3,000円というのは、クレジット決済を利用したいと思っておりますので、その設定、手続の費用でございます。

この3つ、それぞれ平成26年度に支出はございませんけれども、平成27年度の4月から支出をしますけれども、事業の着手は今年度に行わないと当初からの事業開始が間に合いませんので、事業着手をいたしたいということで、平成27年度以降の債務負担行為をお願いをしております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そういうことでしょうかけれども、ちょっとわからないんですけれども、例えば機具等借上料195万円、電話の更新の費用だと。ちょっと私に言わせればたった195万円は債務負担行為せないけんとかなど。たったと言うたら語弊があるかもしれんけどね、する必要ないんじゃないかと思うんだけどね。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

予算がないと事業ができません。もちろん、平成26年度に着手するには、事業に着手するにも、実際の支払いは平成27年度以降になるんですけれども、八十何台を注文しますので、予算の裏づけも何もなくて着手をしたり発注をしたりすることができませんので、業者としても、我々としても、何の予算も裏づけもなくて発注とかできませんので、債務負担行為として、平成27年度以降にこれだけの金額を議決をお願いするという担保をとっているということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

いいですか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ふるさと応援寄附金事業について、今回、非常に過去の答弁ばかり拾っているみたいで恐縮なんですけど、随分やはり過去の答弁と今回の議案にかかわるものが、余りにもギャップがあるので、ちょっとあえてお尋ねします。

以前、どなたかの一般質問で財政課長は、ふるさと応援寄附金は本来の目的と違った方向に行っているというふうな答弁をされたと思っています。今回、ふるさとチョイスというものを選択されています。私もある意味、非常にここは微妙なバランスなんですけれども、源泉課税のところでは減免をしながら、さらに特産物を贈るというのは、本来の寄附のあり方とは違うというふうに私も認識しています。ただ、これは全庁——私たち議員も含めて全部が、何でこれをするのかという共通認識を持っていないと非常に説明責任がつかなくなるので、あえてお尋ねします。その上で、私は、ふるさとチョイスを選んで特産品を出すことによって、今までただ加工していたというものをその業者も含めて見てもらう、手にとってもらう、選んでもらうというふうな工夫をしていくんだと。そのための、要するに納税とは別のところで産業の底辺を上げていくんだという認識でいいのかどうかですね。今までは、その使い方がちょっと違うように思うということから、今回ふるさとチョイスを選ばれるということなので、その辺の共通認識をお互い持たなければいけないなというふうに思っています。その御意見をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

確かに、今、議員おっしゃいますように、私は何度かお答えをして、ふるさと納税というのは、こういうことで基山町に寄附をしたいという思いで寄附をしていただく方から寄附をいただいていますということでお話をしました。そういう状況ですけれども、そういう考え方は今もありますけれども、去年あたりぐらいから、ふるさと納税ということで、マスコミ等でも随分宣伝もされておりますし、平たく言えば、黙っておれば自分たちの税がよそに持っていかれるというような見方もありますし、そういう状況の中で、違う視点から見れば、私が言っているのかどうかわかりませんが、基山の特産品を売るというようなことも加味すれば、ふるさと納税もありかなということで、こういう状況を勘案して、こういう制度を始めようというふうに考えていました。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入、11款、分担金及び負担金、2項、負担金、1目、2目です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、4ページ、使用料及び手数料、2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、手数料、総務手数料。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、国庫負担金、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、国庫補助金、1目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ、国庫支出金の委託金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9ページ、県負担金、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページ、県補助金、2目、3目、4目、9目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、県支出金、委託金、1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12ページ、財産運用収入、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、財産売払収入、物品売払収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、寄附金、1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、基金繰入金、2目。財政調整基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

16ページ、受託事業収入、1目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

17ページ、雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、歳出に行きます。

18ページ、議会費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

19ページ、20ページ、21ページまで、総務管理費。ありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

21ページまでですね。

○議長（鳥飼勝美君）

はい。

○6番（重松一徳君）続

それこそ6目の13節。委託料、旧役場跡地周辺活性化調査委託料。何を調査するのか、具体的な項目はもう決まっているだろうと思いますけれども、これについて説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、基山町役場周辺の空き地とか、空き家とか、その利用状況を調査するとともに、現状分析をしていただきまして、施設利用の可能性を提案いただきたいと思います。これにつきましては、ことしの4月下旬に、基山駅前のそういう商業地域の問題について、不動産事業者等と意見交換等をした際に、佐大の大学院の工学系研究科都市工学専攻の准教授であります平瀬教授とかも意見交換をしたんですけれども、その後、平瀬教授と話す中で、そういう事業も見込まれるということで、官学連携ということで、そういう調査事業等の提案を受けるものでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今言われましたように、旧役場跡地の周辺の現状等も調査をすると。これは、一つはそれこそ活性化をする中——周辺も活性化ですけれども、旧役場跡地の利用方法もこれによって検討していく形になるのかと。なぜこれを聞くのかということ、それこそ町長の地元との意見

交換の中で、やっぱり7区のほうでも出ていましたけれども、旧役場跡地をどのように活用するのかというふうな質問が出たときに、サービス付高齢者住宅も検討の中に入っているというふうなのも言われているんですね。そうすると、具体的に旧役場跡地の利用について検討がされているというふうに私はそういう認識もあるんですね。だから、それを肉づけするために今回のこの調査をするのか、この辺について説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

今回のは、今言われたものに全く関係がないとは言いませんが、どちらかというとな長崎街道とか、そっちのほうの空き家とかそういうのの調査を大学の感覚で一緒にやっていったらどうかというそういう感じの部分が強うございます。

じゃ、役場跡地はどうかというと、正式にはまた今度は当初予算できちっとした委員会経費を上げたいと思っておりますが、1月、3月の間に研究会をやる、費用は実は既存の予算の中にございますので、4月からが本格的な表に出るような形での委員会になると思いますけど、1月、3月の間にその地固めみたいなものも当然やっていくというそういう方向に考えております。その場合は、役場跡地だけではなくて、民有地であるトライアルの跡地の話であったり、場合によっては、JAとか郵便局とか既存のいろんなものところ、そういった方々にも入っていただいて、全体的な議論と、あとは個別のそれぞれの議論みたいなものを平行してやっていくというふうな、そんなイメージを考えているところでございます。だから、正式な形では今度の当初予算できちっと上げさせていただくという形になると思います。ただ、1月、3月が大事だというのは先ほども言ったとおりですけれども、まさに1月、3月でちゃんとした弾込めをした上で4月の正式スタートというふうな形に持っていきたいというふうに思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今、委員会設置を含めてという答弁がありましたけれども、この委員会には、周辺住民、また町民はどのように関与していくおつもりかお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

4月からの本格委員会、今まだ逆に言えばコンセンサスを役場内にとったわけではございませんけど、当然、関係する区の区長さんとか、そういった人たちは入っていただくようなことにもなるんじゃないかなというふうに思います。1月、3月につきましてはまだ勉強なので、むしろ制度とか、今の世の中の流れとか、先ほどのサ高住であったり、子育ての専用住宅であったり、その両方を絡めるやつであったり、そういったものの先進事例とか、他の基山で導入しやすいものみたいなものも議論していきたいというふうに思っております。4月以降は、また検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ということは、とりあえずこの委託料30万円というやつで名目が上がっています、この旧役場跡地周辺活性化の周辺というのは、とりあえず駅前南の商業地域、ここが当たるという認識でよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

今、平瀬教授との話の中では、今おっしゃったとおり駅前の商業地域、そこを範囲として協議をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

22ページ、徴税费、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

23ページ、戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

24ページ、選挙費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

25ページ、統計調査費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

26ページ、社会福祉費、1目．社会福祉総務費、2目．老人福祉費、4目．国民年金費、5目．防犯対策費、6目．障害者福祉費、28ページまで。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

臨時福祉給付金のシステムの更正で490万円。自前のシステムを町のほうでつくったということをお伺いしました。26ページ、1項の13節、委託料。非常に町のほうでやられたと。それで、先ほどの情報管理の云々とか、いろんなシステムの専門家がいるとかいないとかということがよく指摘されますけれども、これは、職員が自分でつくられて、何かの応援を求めているとか、非常にいい形で自前でやったということについて感心しておるんですけど、それは何か、特にそういうきちっとした非常に専門知識の高い人がやったとか、そういうことですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

この当初予算段階では、法律的にどういうふう処理していくのかというのが特に見えなかったものですから、やはりシステムを導入しなければならないというところからスタートをいたしましたけれども、国がいろいろ制度的に示していく中では、今回作成したのは、そのソフトと言えらるぐらいの分ではなくて、エクセルとマクロを利用しながら、通常の職員であれば対応できるような部分でやっていった、結果的にそういった手法を使いながらやっていったということで、特に専門的なそういったOAの知識が物すごく必要だったかというところではなかったものですから、結果的に自前で対応したということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませつか。河野議員。

○5番（河野保久君）

27ページの老人福祉費のロコモ予防教室事業委託料と、それから音楽療育活動事業委託料の概要を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、ロコモ予防教室のほうにつきましては、これまで今年度について県が先んじてロコモ予防教室をやっていただいております、町内です。

○議長（鳥飼勝美君）

ロコモち何かを質問してある。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）続

イメージ的に言うと、高齢者の方に限らずということではありますけれども、運動を、ロコモ体操という体操がありますけれども、そういった運動体操を取り入れることによって、高齢者の健康増進を図るというものですけれども、そういった事業を県のほうでやっていただいております。今回、うちの補正のほうでお願いしておりますのは、その講習を受けられた方が、今度は地元に戻られて指導的な役割を果たしていただきたいということで、ロコモについてこれまで経験をされたことに加えて地元でも指導をしていけるような形に持っていきたいというのが、まずロコモの方でございます。

それから、音楽療育については、音楽を聞きながら手を動かしたり、体を動かしたりすることによって、そういった運動機能を高めて、そういった要介護にならないような形の予防運動をさせていただくということで、基本的には、介護の市町村事業で筋力アップ教室と、目的としては同じような形になっております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

そのロコモ予防教室というのは、いわゆる指導者の育成の意味も含んでということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

はい。指導者までは非常にこの短期間では難しいと思いますけれども、そういった部分をやっていくときのリーダー的な役割を果たしていただくというものでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

29ページ、児童福祉費、1目、2目、3目。30ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

31ページ、保険衛生費、1目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

32ページ、清掃費、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

33ページ、農業費、1目、2目、3目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

34ページ、商工費、1目、2目。林議員。

○11番（林 博文君）

ちょっと戻りますが、33ページ。

委託料で、農地台帳システム改修委託料270万円。これについては、農地法の改正によるものということで委託料が組まれておりますが、どういうふうな内容、これは補助金でされるものですかね。そして、どういうふうな内容が今度変わるわけですか。わかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

それでは、270万円の農地台帳システム改修委託料について御説明させていただきます。

これに関しましては、歳入の10ページをお願いいたします。

歳入の10ページのほうで、14款、2項、4目の農林水産業補助金の中で、ここで農地台帳システムの270万円、100%補助ということでございます。

内容につきましては、先ほど議員おっしゃいますように、農地法の改正に伴う農地の項目の整備及び任意の項目の追加による整備の必要のため、既存のシステムを整備するものでございます。

内容につきましては、データ、農地情報公開システムに農地台帳情報データを、これはCSV形式データで、データ提供が可能になるように既存の農地台帳を整備するというふうなものでございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

次、34ページ、商工費、1目、2目。重松議員。

○6番（重松一徳君）

1目の13節、不動産鑑定業務委託料。グリーンパーク内の町有地の鑑定委託というふうに伺いましたけれども、具体的にどこなのか、説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

場所につきましては、グリーンパークにあります三菱倉庫の南側の一画地でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そこが、平成何年でしたか、町のほうが買い戻したという土地でしょうか、2,200平米で。伺いますけれども、そこだったら、なぜ改めて今回この鑑定業務をするのか。（発言する者あり）いやいや、基山町の町有地ですね、今現在。それこそ平成22年でしたか、そのときにはサガントスのクラブハウスをつくりたいと、そういう話が来ているということで、もともと開発基金でされた部分を基山町が買い戻したんですね。開発基金から基山町が買い戻した

と。しかし、実際にクラブハウスの話は保留になったという形で今日までできていますね。請願の関係もいろいろ出ていますけれども、なぜ今回、改めてこうして鑑定をし直すのかと。何か目的があるから鑑定し直すと思いますけれども、どういう目的で鑑定するのか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

当該用地につきましては、購入希望もありましたので、問題としては緑地の問題とか、工業用水道の問題がありましたけれども、ほぼそれが解決できる見込みがたちましたので、売却に向けて鑑定をするものでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

詳しくちょっと質問いたしますが、この基山グリーンパークについては、2,204平米の分の土地ですか、もう一回。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

2,204平米ですけれども、そのうちに、工業用水道の分の確保が必要になりますので、若干、面積的には変わってくるかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この不動産鑑定士の委託料については、もう金額はある程度決まっているんじゃないかというふうに思いますが。というのが、資料を見てみますと、これは町有地になっておるわけですが、平成7年4月17日に4,386万7,000円で地域整備公団、これは鳥栖北部丘陵の地域整備公団。私もこれは関係しておりましたけれども——今現在はUR都市機構ですが——から、基山町が4,386万7,000円で、平成7年に買っているわけです。それを、平成7年4月26日に、基山町に所有権移転している関係で、今度は土地開発基金として、平成20年度の保有、平成20年度末で5,543万3,550円で買い戻し、財政課の普通財産として用途を保留する。また、平

成26年7月31日用途を設定し、所管がえを行い、企画政策課の行政財産となっているということで、何でこの4,386万7,000円から5,543万3,550円、こんなに一千何百万円も——差し引くと1,156万6,550円、こういうふうになくなったわけですか。利息がこげん高くなるはずがないですが。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

その差額につきましては、おっしゃいますとおりほとんどが利息でございます。そのときの利息の設定と言いますのは、その時代の財政融資資金ですね。起債のときの率を適用して算定をいたしますと、その差額になるということでございます。ですので、簿価としては今正確な数字は覚えていませんけれども、利息を含んだ数字が簿価となっています。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ということは、わざわざ鑑定せんでも、この5,543万3,000円をもらわないと、その金額から見れば、2反ぐらいで5,500万円も、そんなに高くなったわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

おっしゃるとおり、2,000平米ぐらいで5,000万円というのは相当高いんじゃないかと思っておりますので、当然売却する——それはあくまでも簿価の問題でありまして、時価と簿価は違いますので、やっぱり時価を出すためには鑑定が必要だというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

観光費の委託料ですね。食の観光推進事業制作運営委託料、12月の補正で53万円上がっています。この理由をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、昨年の12月補正でたしか予算補正したと思うんですけども、実施が1月ぐらいからできるんじゃないかと考えておりましたけれども、募集等が遅れまして、3月からしか実施できませんでしたので、その分が平成26年度へ繰り越したということもありますし、その分に関して消費税が8%になりましたので、その分が新たに平成26年度の予算として上げたものでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

基山公園、基山の施設、2目の観光費ですけども、これは、来年度の1350年に向けた事業かなと思っているんですが、今年度は休憩所ばしたとですかね。それで、来年度はこれをするということでしょうけれども、来年度、1350年事業に向けて基肆城の整備をする計画はこれだけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、基山の運営の展望台と便所のところの改装費用ということで1,900万円の予算を上げさせていただいておりますけれども、展望台につきまして、従前は展望台のところは上の手すりとか階段とか全部外して、展望台としての機能をなくして、避難所等だけの機能でやっていこうというふうに考えておりましたけれども、庁内の検討会の中で、やはり1350年事業をするから、展望ができるように展望部分も確保したほうがいいという意見になりましたので、その方向で考えていましたところ、当該施設が建築から50年たちまして耐用年数ぎりぎりになっているところから、施設の安全性、そういうものを確認するために、今回モルタルのコア抜きとかそういうものの調査をするために、現状調査委託業務ということで上げております。これで問題ないということになれば、また上のほうの手すりをつけて、ベンチとかモルタルとか整備してやっていきたいと思っておりますけれども、この調査ぐあいによってその辺は変わってくるかというふうに考えております。それから、便所と上の展望台のところ以外に、特に観光の部分で整備する予定はございません。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

35ページ、土木管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

36ページ、道路橋梁費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

37ページ、都市計画費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

38ページ、下水道費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

39ページ、住宅費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

40ページ、消防費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

41ページ、教育総務費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

42ページ、小学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

43ページ、同じく。44ページ、中学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

45ページ、社会教育費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

46ページ、保健体育費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

47ページ、幼稚園費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

48ページ、公債費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

49ページ、土地開発基金費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

50ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で、第77号に対する――重松議員。

○6番（重松一徳君）

その後、52ページの関係です。その中で、職員数が132名から133名に1名、下段ですので、これは常勤の職員がふえています。私も、当初はそれこそ事務局の女性の方の1名かなと思ったら、いや、この方は4月からは本来1名いて、そして9月からかわっているから、この1名が誰なのかというのと、もう1つは、先ほど専決処分しましたね。専決処分の資料の職員数を見てもらえれば、132名になっていますね。133名がまた132名に戻って、そして、この後また追加の予算議案がありますけれども、これを見ると、また何か数が（「133です」と呼ぶ者あり）133名ですか。何か、132名から133名になったりいろいろしていますが、基山町の職員は、今一体何名ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

52ページの職員数1人につきましては、保育園の育児休業で求職しております分の1名について、臨時的任用職員を採用しましたので、その分の1名でございます。今度の補正が第5号になっておりますので、第4号は専決処分ですので、その前の補正予算になりますので、132名。そして、第5号で補正予算を上げていますので、1名分の補正をしているということで、132名から133名ですね。（発言する者あり）ああ、後にふえたということです。第4号は専決処分ですので、この補正予算の前でございますので。（「何週間かの間にふえたということ」と呼ぶ者あり）いや、補正予算を今度お願いしておるけんですね、不足分。保育園の人件費につきましては……

○議長（鳥飼勝美君）

暫時休憩します。

～午後4時20分 休憩～

～午後4時22分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

以上で、第77号議案に対する質疑を終結します。

日程第31 第78号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第31. 第78号議案 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書94ページをお開きください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

95ページ、第1表、歳入歳出予算補正。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

96ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入、国民健康保険税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、国庫負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、国庫補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、県補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、財産運用収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ、他会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

歳出に行きます。

9ページ、総務管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページ、療養諸費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、高額療養費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12ページ、後期高齢者支援金等。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、介護納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、特定健診審査等事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、基金積立金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

16ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、給与費明細、17ページ、18ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、以上で第78号議案に対する質疑を終結します。

日程第32 第79号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第32. 第79号議案 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書97ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、98ページ、歳入歳出予算の歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

99ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書をお開きください。

事項別明細書、3ページをお願いします。受託収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、一般会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、償還金及び還付加算金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、徴収費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、保健事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ、償還金及び還付加算金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で、第79号議案に対する質疑を終結します。

日程第33 第80号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第33. 第80号議案 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の100ページをお開きください。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、101ページ、第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

102ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書をお開きください。

事項別明細書の3ページをお開きください。3ページ、歳入。財産運用収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、他会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、公共下水道事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、汚水処理施設事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ、公共下水道公債費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9ページ、10ページ、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で、第80号議案に対する質疑を終結します。

日程第34 第81号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第34. 第81号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

追加議案1ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、2ページ、歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

3ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書3ページをお開きください。

3ページ、歳入、委託金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、歳出、選挙費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、給与費明細、7ページまでです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑ございませんので、以上で第81号議案に対する質疑を終結します。

日程第35 諮問第1号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第35. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を求めます。河野議員。

○5番（河野保久君）

人権擁護委員の方の役目というか、職務というか、それと、何か人権相談の日というか何かありますよね。あれ何日ぐらい活動されているのか、わかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

人権擁護委員につきましては、人権相談を主にしていただいております。月に1回、人権相談日を設定して相談を受けていただいております。

それから、月に1回、特別養護老人ホーム等に行っていただいて、そういう人権に関する相談がないかということで、そういう活動もしていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにご覧いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、諮問第1号に対する質疑を終わります。

日程第36 諮問第2号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第36. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、諮問第2号に対する質疑を終結します。

日程第37 諮問第3号

日程第37. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、

本案に対する質疑を求めます。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

1点確認させてください。この中島しょう子さんの履歴書、職歴の中で、平成19年6月、基山町史編さん室勤務とあります。基山町史編さん室というのは、公式な部署だったんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

手元にそういった資料がありませんので、調べさせてください。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

町史編さんは、恐らく株式会社ぎょうせいに委託をされていると思います。ですから、載せるのであれば——基山町には基山町史編さん室というものは恐らくなかったはずですよ。なかったですね。委託して、株式会社ぎょうせい基山町史編さん室というんだったらわかります。ただ、そこが抜け落ちているので、私も言おうかどうしようか思ったんですけど、やっぱり議案で公文書なので、そのあたりはしっかり確認をしていただきたいと思うんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

中島さんについては、履歴を伺って、そういうことで伺っておりますので、こういう形になっておりますけど、正式な名称については、今後、正式名称を記載したい。また、伺って確認をします。

○議長（鳥飼勝美君）

確認をして、訂正があれば差しかえを、履歴のほうはですね。お願いします。

○総務課長（酒井英良君） 続

はい。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

1、2、3を合わせて、今回の人権擁護委員の3名の方、いずれも多分この住所からすると基山校区というんですか、基山小学校校区。私、教育委員のときにも申しあげましたが、教育委員も今全員、基山小学校校区ですね。地域的なバランスというんですか、人物中心ということでわからないことはないんですけれども、教育委員会のそういうあれは、教育委員も皆そうだし、ちょっと偏っていませんか、選び方が。教育委員会のときも申しあげたでしょう。どういう選考で地域性とか何も考慮せずに、全く人物中心で選ぶんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

そういう意見がございましたので、けやき台校区の方にも、けやき台の4区の区長にも推薦をしていただくようお願いしました。それから、ほかの、けやき台以外の方にもかなりお願いをしましたけれども、けやき台の区長さんからも、ちょっと推薦できないというようなことで、該当者について推薦をいただけませんでしたので、かなりの方に御相談しましたけれども、今回、3名の方に御承諾いただいて、上程させていただいておるということでございます。本来ならば、今言われるように校区を分けてお願いしたいということで、かなりお願いをした経緯がございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今のことについて、けやき台校区というのは、若基小校区、基山小校区という発言が欲しいなと思っております。

それから、今回の附属機関の見直しとか、今回の審議会とか、こういった人権擁護委員の選任をする場合、兼任が幾つまでなのかと。そういう基準があるのか。それから、10年とか、8年とか、任期があると思うんですけれども、そういったことも考慮されている人選に今までもされているでしょうし、これからもそういうことをされると思うんですけれども、そのところの明確な基準が、今回の附属機関でいろんな見直しをされたときに一緒に考えられたのかですね。そことか、非常に兼任数が――役職にしても、同じような名前が何回も何回も

挙がってくるということは、非常に議会のほうでも議論になっていると思いますので、そういうところは明確に基準をつくっていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

法律上の基準は、もう何年というのはございません。人権擁護委員については、していただける一番上限の年齢については、その法律の中で規定がございますけれども、ただ、今、委員がおっしゃいますように、じゃ、ずっと何十年もしてもらうのかという問題もあるかと思っておりますので、そういう規定を設けるかどうかについては、今後そういうことについて研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ほかの議会で、答弁の中で、いろんな人材が埋もれているということは認識されているわけですね。もう少しいろんな方に声をかけていただいて、区長さんに頼まれるのも結構でしょうけれども、いろんなネットワークを使って、多種多様な人材を豊富にいらっしゃるならそれを掘り起こして、いろんなところに生かしていただくように強くお願いをしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、諮問第3号に対する質疑を終結いたします。

以上で、質疑の全てを終結します。

日程第38 委員会付託

○議長（鳥飼勝美君）

日程第38. 委員会付託を議題とします。

ただいまから、議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載のとおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は以上をもって散会いたします。

～午後4時36分 散会～